

地方自治体の災害対応力の強化等について

令和6年12月3日

総務省消防庁 国民保護・防災部
防災課長 田中 昇治



令和6年能登半島地震

被害の状況

※消防庁とりまとめ報第96報（令和6年4月26日14時00分現在）及び非常災害対策本部令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（令和6年4月23日14時00分現在）より

- 令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源としたマグニチュード7.6の地震が発生し、志賀町及び輪島市で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町で震度6強を観測した。
- この地震により、石川県能登に大津波警報が発表されたほか、山形県から兵庫県北部にかけて津波警報が発表され、輪島港において1.2m以上の津波などを観測した。
- 石川県ほか5県において、配水管破損等により最大で合計約13.6万戸が断水となった、ほか、土砂崩れ、道路段差等の発生により、高速道路1路線1区間、国道40区間、都道府県道等3県145区間が通行止めとなった。

【被害状況】

都道府県	人的被害					被害総量						
	死者 人	行方不明者 人	負傷者		合計 人	全壊 棟	半壊 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	一部破損		
			重傷 人	軽傷 人						合計 棟	合計 棟	
新潟県			5	44	49	49	105	2,992		14	19,589	22,700
富山県			3	44	47	47	242	730			16,723	17,695
石川県	245	3	320	876	1,196	1,444	8,181	15,674	6	5	54,517	78,383
福井県			6	6	6			12			579	591
長野県											18	18
岐阜県			1	1	1							
愛知県			1	1	1							
大阪府			5	5	5							
兵庫県			2	2	2							
合計	245	3	328	979	1,207	1,555	8,528	19,408	6	19	91,426	119,387

地元消防本部の活動

- 被災した市町の消防本部では、主に以下のような活動を実施
 - ・地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動
 - ・消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
 - ・医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
 - ・消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

- 消防庁長官の出動の求め及び消防庁長官の出動指示に基づき、1都2府18県からの緊急消防援助隊の出動を要請した。

2 活動規模

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防機関等	140人	1,923人
②緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人

3 主な活動状況

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ6万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- 令和6年4月12日14時時点で、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送



令和6年能登半島地震における消防機関等の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

1/1 16:10 震度7 (石川県輪島市、志賀町)
 16:30 消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め
 17:30 消防庁長官から5府県[※]に対し出動の指示
 (※愛知県、京都府、大阪府、岐阜県、富山県)
 17:32 富山県防災ヘリにより情報収集活動を実施
 その後も、消防庁長官の出動指示を適宜適切に行い、発災翌日から
 現地地で2,000名を超える規模の部隊を展開 (部隊を入れ替えながら
 2月21日まで52日間にわたって活動し、延べ約5万9千人が出動)

〔出動指示を受けた21都府県〕

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、
 山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、
 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県

※消防防災ヘリは最大22機体制で運用

消防活動の概要

〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送
- 〔その他〕
- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査

救助・救急活動の実績 (1月1日の地震発生後から3月5日までの累計)

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ7万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- これまでに、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
① 地元消防機関	140人	1,923人
② 緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施



1月6日、緊急消防援助隊京都府大隊が、珠洲市内において、DMAT等と連携して、倒壊した建物内女性 (90代) を発災から124時間ぶりに救出し搬送



1月15日、緊急消防援助隊三重県大隊が、DMAT等と連携して、輪島市の高齢者施設入居者を搬送 (自衛隊ヘリに引き継ぎ)



1月16日、緊急消防援助隊大阪府大隊が、消防用水確保のため輪島市立河井小学校プールに給水活動を実施



1月19日、緊急消防援助隊京都府大隊が、高齢者施設の入居者を消防ヘリコプターで金沢市内の病院へ搬送

令和6年9月20日からの大雨による消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

9/21 午前 石川県能登で線状降水帯発生、大雨特別警報発表
 13:08 石川県知事から緊急消防援助隊の応援の要請
 13:12 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め
 15:05 統括指揮支援隊 (名古屋市消防局) が石川県庁に到着し、活動開始

※ 10府県から、1日当たり最大600人規模の緊急消防援助隊が出動し、10月3日までの13日間で延べ約6,200人が救助・救急活動等を実施。

〔出動の求めを受けた10府県〕

埼玉県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、
 京都府、大阪府

※ 消防防災ヘリは最大7機体制で運用

消防活動の概要

地元消防本部・消防団による活動のほか、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が自衛隊・警察等関係機関と連携し、以下の活動を実施。

- 土砂流入現場・家屋流出現場からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助・救急活動
- 消防防災ヘリも動員した広範囲での安否不明者の捜索活動や孤立集落への物資搬送

救助・救急活動の実績 (10月25日 16時00分時点)

地元消防本部、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が救助・救急活動などに全力で取り組み、これまでに、222人を救助、82人を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
① 地元消防本部	73人	26人
② 緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊	149人	56人
合計	222人	82人



9月22日、輪島市門前町において、緊急消防援助隊の愛知県隊が、中屋トンネルの土砂流入現場で救助活動を実施



9月22日、輪島市町野町において、富山県防災ヘリが、浸水した建物からの救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の大阪府隊が、孤立地域からの救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の岐阜県隊、愛知県隊、滋賀県隊、大阪府隊が、塚田川の家屋流出現場で救助活動を実施



9月23日、珠洲市大谷町において、緊急消防援助隊の富山県隊、福井県隊が、がけ崩れ現場で救助活動を実施



9月23日、輪島市大澤町において、京都府消防ヘリ (消防庁ヘリ) が救助活動を実施

令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート(概要)

○政府の災害応急対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の対策に反映することを目的に点検。
○今後、中央防災会議の下に、自治体、有識者等の参画を得て災害対応を総合的に検討するワーキンググループを立ち上げ、さらに検討を深化。

被災地等の特徴	地理的 ・日本海側最大の半島、低平地は非常に少ない ・半島先端部は金沢市から距離約140km 社会的 ・全国と対して、高齢化率が高く、高齢化率が低い(高齢化率:約46% (前年度:約45.2%)、若年人口率:約14.2%) 季節的 ・元日の夕方の震災、被災者には被害者も見られた。 ・厳冬期であり、最低気温が氷点下となる日も見られた。
---------	---

半島特性などによる災害対応上の課題等
 ○状況把握の困難性 ○進入・活動上の困難性 ○道路状況かつ避難経路等の要配慮者が多数存在 ○支援活動拠点の確保困難性 ○備蓄等活利策の必要性 ○インフラ・ライフラインの復旧に時間を要した点等に伴う影響

能登半島地震の特徴を踏まえた教訓と今後の災害対応(主な取組)

被災地の情報収集及び進入方策	避難所運営	物資調達・輸送
【情報共有・一元化】 (経路情報の収集・集約・分析) ○ヘリ情報カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集。特に夜間においてはヘリ情報カメラカメラ等についても積極的に活用。 【交通状況の把握】 ○GPSスポット等の最新の機材を配備することによる効率的な交通状況の把握方法を検討するとともに、動画データや民間カーナビ情報を用いた交通状況の把握体制を強化。 (情報共有システムの活用) ○新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用し、各種情報を位置情報と結びつけるとともに、避難所や通行可能な道路等の現場の情報がリアルタイムで共有できる体制を構築。 【被災地への進入方策】 ○自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時から、関係機関相互の連携体制構築や連携訓練を実施。	【避難生活に必要な備蓄】 ○大規模災害時は、物資調達・輸送が平常時より滞りやすくなるため、被災後3日間は備蓄での対応が必要。市町村において備蓄品や物資拠点等に最低必要量確保を確保するとともに、避難所等において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保。 【避難所の開設】 ○避難所開設時からパーティションやカーペット等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、冊子やチラシを作成。 ○被災後の速やかな物資調達が可能となるよう、自治体と民間事業者との協定締結を促進。 ○避難所開設に備えた自治体の物資・資機材等の準備状況を、国が確認し公表することを検討。 【断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保】 ○プッシュ型支援の調達品目の更なる充実を検討。 ○過剰な食料の提供のため、大型ガス設備や燃料、調理設備等の自治体の備蓄を促進。 ○自治体による、携帯トイレ・簡易トイレ・備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保等のための協定締結を促進。 ○「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成を促進。 ○「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成を促進。 ○「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成を促進。 ○「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成を促進。 ○「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成を促進。	【物資調達・輸送】 ○自治体による、防災用品等の分譲品の活用による物資確保を促進。 ○自治体による、防災用品等の分譲品の活用による物資確保を促進。 ○自治体による、防災用品等の分譲品の活用による物資確保を促進。 ○自治体による、防災用品等の分譲品の活用による物資確保を促進。 ○自治体による、防災用品等の分譲品の活用による物資確保を促進。
【自治体支援】 ○自治体の災害対応の見える化 ○自治体の各フェーズに応じた、様々な災害対応業務のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引を作成。 ○災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用 ○災害時に活用可能なトレーラーハウス、ム・ドックハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランドリカー等について、平時から登録・データベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供可能な体制を構築。	【医療支援・福祉的支援・災害時のリハビリテーションの実施】 ○福祉的支援の強化を検討。災害関係制度における「福祉」の位置付けを検討。専門派遣による医療・福祉的対応の充実等を検討。 【2次避難の実施】 ○2次避難を行うべき場合や対象者について検討等考え方を整理し、自治体に周知。 ○自治体とあるし、避難所や福祉施設等とが連携協定を締結するなど、平時からの協働のための方策を検討。マニュアルの整備等を実施。	【被災状況下における限られたアクセスルートでの輸送】 ○物資拠点での物資受入、搬送計画の策定、搬送等の業務について、民間委託がスムーズにできるよう、関係事業者との災害連携協定の締結を促進。 【システムを活用した物資支援】 ○訓練等で操作方法等の習熟を促進。入力が煩雑等の課題を克服システムの開発等に検討し、改善を実施。
【現地対策本部】 ○現地派遣の可能性のある者、出身地域等も踏まえたリスト化。現地派遣の可能性のある者も参加した上で定期的な訓練や勉強会等を実施。 【専門ボランティア等との連携】 ○平時から専門ボランティア団体や中間支援組織であるNPO等との連携体制を構築しておく方策を検討。	【避難所等の生活環境の向上】 ○水・電力・通信の確保、保健・医療・福祉の充実(生活支援センター、集約センター、NAPS等) ○災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用(トイレカー、ランドリカー等) ○地域の防災対策の充実(防災マップ、フロー等) ○情報の共有・一元化(防災情報の共有、防災情報の共有)	【有効な新技術・方策の活用】 ○被災状況等の把握(ドローン、SAM衛星等) ○被災地進入の強化(小型軽量化のドローン・機材、ドローン機材の活用等) ○被災地での活動の円滑化(無人ロボット、ドローン機材の活用等) ○支援者の活動環境の充実(携帯トイレ、トイレカー等)

「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」【概要】 (令和6年7月12日付消防庁次長通知)

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の対応について、政府の「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」や消防庁の「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」における検証等を踏まえて、**都道府県、市町村や消防本部において推進すべき事項を通知**するもの。

- **輪島市大規模火災を踏まえた火災予防、消防活動等の消防防災対策の強化**
 - ・震災時の木造密集地域及び津波時の浸水想定区域での消防活動について勘案した計画の策定等の促進
 - ・気象台との連携体制の構築、海面監視カメラや津波監視情報の積極的な活用による、津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等の促進
 - ・消防水利の確保が困難である場合等における消火方策のための**空中消火計画の策定等の推進**
 - ・火災の早期発見、情報収集のための**ドローンや高所監視カメラ等の整備促進**
 - ・消防署等、**消防施設の耐震化・機能維持**
 - ・**耐震性貯水槽の設置促進や無限水利の活用による消防水利の確保**
 - ・**住宅用消火器等の普及促進、まちぐるみでの防災訓練や防災教育による地域における火災予防の推進**
 - ・**感震ブレイカー等の普及促進による大規模地震時の電気火災対策**
- **緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制強化**
 - ・**小型車両の整備の促進及び大型車両と小型車両を組み合わせた部隊編成等による応援部隊の被災地への迅速な進出**
 - ・**自衛隊等の関係機関との一層の連携強化**
 - ・**ヘリコプターによる迅速で効果的な救助活動等のための航空運用調整の強化**
 - ・**過酷な活動内容を踏まえた処遇改善や資機材の配備等による活動環境の整備**
- **災害時の通信体制の強化**
 - ・**確実な情報の伝達に向けた住民への災害情報伝達手段の多重化**
 - ・**消防防災分野の通信基盤の強化**
 - ・**要救助者の携帯電話位置情報の積極的な活用**
- **大規模災害等に備えた消防団の更なる充実強化**
 - ・**消防団拠点施設(詰所)の耐震強化、機動性の高い小型車両や小型化・軽量化された救助用資機材等の整備による施設・整備等の充実**
 - ・**実践的な教育訓練体制の充実や多様な主体との連携促進等による活動体制の充実強化**
 - ・**消防団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくり等による団員確保に向けた更なる取組の推進**
- **避難所の開設・運営及び良好な生活環境の確保**
 - ・**市町村における平時からの、避難所の組織体制や環境の整備や十分な備蓄確保に向けた積極的な取組の推進**
 - ・**避難所における良好な生活環境の確保に向けたトイレカー等の整備等の推進**
- **その他**
 - 【地方公共団体における受援体制の構築と防災訓練の実施】
 - ・**受援計画作成や広域的応援・受援訓練の実施を通じた受援体制の構築**
 - ・**地域の支援者との連携を強化した訓練など地域の実情に応じた訓練や実践的な訓練の実施**
 - 【災害対応の手段としてのドローンの活用等の推進】
 - ・**自動航行型ドローンの整備促進や物資輸送等に必要な準備の検討による災害対策の手段としてのドローンの活用等の推進**
 - 【官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進】
 - ・**消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)等による研究開発への参画及び災害上有効と認められる新技術の積極的な導入**
 - 【死者、行方不明者及び災害関連死の数値情報】
 - ・**公表数値に誤り等が生じないように、集計の考え方を記載した消防庁通知の理解促進**



令和7年度 消防庁の主な取組事項

- 近年の災害の多様化・激甚化・頻発化により、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性を増しており、消防の果たす役割は益々増大。
- 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織等の充実強化、消防防災分野のDXの推進、自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化など、消防防災力の充実強化に取り組んでいく必要。

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実強化のため、**小型・軽量化された車両・資機材や無人走行放水ロボット**等の整備
- 能登半島地震を踏まえ、**消防団の災害対応能力の向上を図る取組の重点的な支援や、機動性の高い小型車両**を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施するとともに、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える**小型・軽量化された救助用資機材等**の整備を推進
- 能登半島地震の検証を踏まえた**新技術の研究開発**を推進するため、競争的研究費等により、官民連携による**革新的技術の実用化**に向けた研究開発を推進

2. 緊急消防援助隊の充実強化

- 能登半島地震の教訓も踏まえ、大規模災害・特殊災害等に対応する**緊急消防援助隊の充実強化のための車両・資機材の整備**
- 緊急消防援助隊の技術・連携活動能力の向上を目的に開催する**全国合同訓練**の令和8年度実施に向けた設計・計画や訓練実施場所の整備等を実施

3. 常備消防等の充実強化

- 消防力の維持・強化を図るための消防の広域化及び連携協力の推進や、住民生活の安心・安全を守るための消防防災施設の整備を促進
- 救急安心センター（#7119）の全国展開の推進や救助技術の高度化など救急・救助体制の確保や、ドローンのより高度な運用が可能な人材を育成

4. 消防団や自主防災組織等の充実強化

- 資格等取得環境の整備やデジタル技術の活用促進等のほか、企業等における**従業員の入団促進を図る取組や女性が活躍しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するなど消防団の充実強化につながるモデル事業の推進や、自治体等と連携した各種広報活動の充実強化**
- 消防団員へのドローン操縦訓練やドローンにより収集した映像情報による災害対応講習による災害対応の高度化推進
- 能登半島地震を踏まえ、**機動性の高い小型車両**を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付（再掲）や、**救助用資機材等の整備に対する補助（再掲）**などを通じ、消防団員の活動環境を整備
- 地域の防災力向上のため、災害対応訓練や地域の防災計画策定の支援など、自主防災組織等の活性化を推進

5. 消防防災分野のDXの推進

- **マイナンバーカード**を活用した**救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進**、消防指令・業務システムの標準仕様の更新及び耐災害性強化に向けた検討や、消防団員へのドローン操縦訓練（再掲）などによる災害対応講習による災害対応の高度化推進、AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討、AIを活用した救急隊運用最適化など、消防防災分野におけるDXの推進

6. 火災予防対策の推進

- **感震ブレーカー**等の普及加速など、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進
- 環境に配慮したPFASを用いない泡消防設備の技術基準の検討、デジタル技術を活用した点検手法や防火規制のあり方に係る検討を実施
- 石油コンビナートの防災対策の推進、日本の消防用機器等の**海外展開の推進**

7. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

- **市町村長や危機管理・防災担当者の災害対応能力強化**
- 沖縄県及び先島5市町村における**広域避難の検討に係る支援**
- 住民避難訓練の優良事例集の作成・配布や、国民保護訓練パートナーの派遣等、国民保護共同訓練の高度化推進
- 有事の際に市町村が迅速に避難誘導を実施できるよう、「避難実施要領のパターン作成」の促進や、パターンの複数化・高度化の促進
- 爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の避難施設への指定促進
- 通信技術に関するアドバイザーの派遣による多様な災害情報伝達手段の確保

8. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進

- 女性消防吏員比率の向上のため、電車広告、SNS広告等をはじめ、有効な広報活動の展開や、男性消防職員員の育休取得率の向上のため、普及・啓発のためのポスター作成、幹部職員向け研修等を実施
- 令和8年度以降の女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた**検討会を開催**

9. 科学技術の活用による消防防災力の強化

- **火災延焼シミュレーションの高精度化**など能登半島地震の検証を踏まえた新技術の研究開発の推進
- 多様化・大規模化する火災・災害に対応する消防活動支援等のための研究開発

令和7年度 消防庁予算概算要求の概要

概算要求額（案） 148.7億円 + 事項要求

○ **一般会計 140.8億円**
(対前年度比14.6億円、11.5%増)

○ **復興特別会計 7.9億円**
(対前年度比6.2億円、353.8%増)

＜主な重点取組事項＞

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化 8.0億円+事項要求

【緊急消防援助隊の無償使用車両・資機材の整備】

- **小型・軽量化された車両・資機材等の整備** (新規) 事項要求
 - ・ 大型車両での通行が困難な状況でも隊員を被災地に迅速に進出させ、消防活動やその指揮を開始できるよう、人員の搬送や資機材搬送が可能で機動性の高い小型車両を配備
 - ・ 過酷な気候下で活動する隊員の環境改善に向け、高機能エアータントを配備
また、被災地で活動する応援部隊間の通信機能を強化
 - ・ より迅速に捜索救助活動に着手するため、空路等による現場進出が可能な救助車両を整備するとともに、電動式で小型軽量の救助資機材等一式を整備
- **無人走行放水ロボット等の整備** (新規) 事項要求
 - ・ 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方検討会報告書」を踏まえ、地震や津波発生時の大規模火災現場において、消防力の劣勢を補うとともに活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため無人走行放水ロボット等の資機材等を整備



【機動前進指揮車】 【救助先行者】 【小型救助車】



【高機能エアータント】



【衛星通信機器】



【電動チェーンソー】



【画像探索機】



【支援車II型】



【無人走行放水ロボット】

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化(続き)

【消防団の更なる充実強化】

- 消防団の力向上モデル事業 (拡充)4.0億円
 - ・ 社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、企業等と連携した入団促進、消防団員が活動しやすい環境づくり、準中型免許等の資格取得のための環境整備、デジタル技術の活用促進など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進
 - ・ 特に、能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組、女性が活動しやすい環境づくり(ソフト施策と一体となった具体的環境整備を含む)や企業等における従業員の入団促進を図る取組を重点的に支援



【資格等取得環境の整備】



【資機材取扱訓練】



【女性の活動環境整備】



【従業員の入団促進】

- 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付 事項要求
 - ・ 能登半島地震を踏まえ、狭隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施



【小型車両の例】

- 救助用資機材等の整備に対する補助 事項要求
 - ・ 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施
 - ・ 特に、能登半島地震を踏まえ、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進



エンジンカッター



チェーンソー

【補助対象資機材の例】

【新技術の研究開発の推進】

- 競争的研究費 (拡充)2.4億円
 - ・ 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)等により、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進



ドローン

【今後想定される研究開発の例】
消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材の研究開発

2. 緊急消防援助隊の充実強化 56.7億円+事項要求

「1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化」に加え、以下の取組を推進

- 無償使用車両・資機材の整備等(拠点機能形成車など) 事項要求
- 緊急消防援助隊の全国合同訓練 (新規)1.2億円
 - ・ 全国的に応援が必要な大規模災害を対象として、広域的な部隊進出の検証、技術及び連携活動能力の向上を目的に開催する全国合同訓練の令和8年度実施に向けた設計・計画や訓練実施場所の整備等を実施



【拠点機能形成車】

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両・資機材など) 49.9億円
- 老朽化車両の整備 3.5億円



【緊急消防援助隊全国合同訓練】



【海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)】

3. 常備消防等の充実強化 16.8億円

- 消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽など) 13.7億円
- ドローン活用人材育成事業 0.1億円
 - ・ 最新のドローンの運用方策について各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うため派遣するドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施し、より高度な運用が可能な人材を育成



【耐震性貯水槽】



【アドバイザー育成研修のイメージ】

4. 消防団や自主防災組織等の充実強化 8.4億円+事項要求

- 消防団の力向上モデル事業 【再掲】(拡充)4.0億円

- 消防団加入促進広報の実施 1.4億円
 - ・ 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化

- 自主防災組織等活性化推進事業 1.0億円
 - ・ 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発、地域の防災計画策定など、自主防災組織等を活性化するための取組を実施
 - ・ 特に、女性の視点を反映させた取組を重点的に支援

- 消防団災害対応高度化推進事業 0.4億円
 - ・ 消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施

- 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付 【再掲】 事項要求

- 救助用資機材等の整備に対する補助 【再掲】 事項要求



【消防団入団促進用ポスター】 【入団促進PR動画 (YouTube)】



【自主防災組織等立ち上げ支援】 【災害対応訓練】



【消防団ドローン取扱い講習のイメージ】

5. 消防防災分野のDXの推進 6.2億円+事項要求

- マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進 事項要求
 - ・ 2024年度に先行実施する67消防本部660隊が参画する全国規模の実証事業の結果を踏まえ、2025年度に全国展開を推進

- AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討 (拡充) 0.8億円
 - ・ 事業者によるGXの取組環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査及び見直しについて検討
 - ・ 危険物施設(製造所・一般取扱所)における可燃性蒸気の滞留する場所を明確化し、カメラ及びタブレット等を活用した遠隔監視の実施を検討

- AIを活用した救急隊運用最適化 0.4億円
 - ・ 救急搬送人数の将来予測を踏まえた救急隊運用最適化システムの高度化

- 消防指令・業務システムの標準仕様の更新及び耐災害性強化に向けた検討 1.0億円
 - ・ 今後の新技術等も注視しながら標準仕様の更新を行うとともに、指令センターと各署所間の通信ネットワークの強化等を検討

- 競争的研究費 【再掲】 (拡充) 2.4億円



【マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステムのイメージ図】



危険物施設におけるタブレット等の活用イメージ



【住宅防火対策の推進】



【消防防災関連企業における製品紹介 (国際消防防災フォーラム 令和6年2月 カンボジア)】

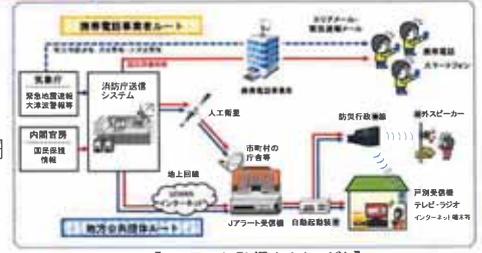
6. 火災予防対策の推進 3.8億円

- 住宅防火対策等の推進 0.2億円
 - ・ 感震ブレーカー等の普及加速など、住宅防火対策(住宅用火災警報器、住宅用消火器等)を総合的に推進

- 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円
 - ・ 海外において日本の規格・認証制度の普及推進や製品の紹介

7. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化 20.8億円+事項要求

- 広域避難の検討に係る支援 (新規)0.1億円
 - ・ 沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施
- Jアラートの新システムへの更改 (新規) 6.1億円
 - ・ 全国瞬時警報システム(Jアラート)の運用に支障が生じないよう、ハードウェア・ソフトウェアの動作保証・サポート終了前に、システム更改を予定



【Jアラート発信(イメージ)】

8. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進 7.7億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進等 (拡充)0.7億円
 - ・ 令和8年度以降の女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催するほか、女性消防吏員比率の向上のため、電車広告、SNS広告等をはじめ、有効な広報活動を展開
- 消防団の力向上モデル事業 【再掲】 (拡充) 4.0億円



【女性消防吏員の採用ポスター】

9. 科学技術の活用による消防防災力の強化 6.2億円

- 競争的研究費 【再掲】 (拡充) 2.4億円
- 市街地火災による被害を抑制するための研究開発 (火災延焼シミュレーションの高精度化) 0.8億円
 - ・ 火災の発生・被害予測を図示し、消火方策の効果等を検討することができるツール(火災延焼シミュレーション)について、より精緻な検討に資するよう、倒壊した建物の影響を計算する機能等を導入



【令和6年能登半島地震で発生した大規模市街地火災(左)と放任火災とした場合の火災延焼シミュレーション結果(右)】

令和6年度 総務省消防庁補正予算(案)の主要事業

100.3億円

前年度補正予算比 +20.3億円 25.3%増

(参考: 令和5年度 消防庁補正予算 80.0億円)

国民の安心・安全の確保(防災・減災及び国土強靱化の推進)

【能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化】41.9億円

(R5補正予算(消防庁ヘリ除き)18.3億円
※消防庁ヘリ30.8億円)

- 小型・軽量化された車両・資機材の整備 26.1億円 (新)
 - ・ 道路事情が悪い場合でも、被災地へ迅速に進出して活動を開始できるよう、小型・軽量化された車両や資機材を整備
 - ・ 過酷な活動環境を踏まえ、冷暖房付き高機能エアータント等の資機材を整備
- 無人走行放水ロボット等の整備 5.1億円 (新)
 - ・ 地震や津波発生時の大規模火災現場において、活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、無人走行放水ロボット等を計画的に整備
- 大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備 9.5億円
 - ・ 拠点機能形成車
 - ・ 海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)
 - ・ 特別高度工作車 等
- 緊急消防援助隊全国合同訓練 1.2億円 (新)
 - ・ 広域的な部隊進出の検証等を目的に開催する全国合同訓練の令和8年度実施に向けた設計・計画や訓練実施場所の整備を実施



【機動前進指揮車】

【救助先行車】



【携行型救助資機材の例(電動チェーンソー)】



【高機能エアータント】



【無人走行放水ロボット】



【拠点機能形成車】



【海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)】



【特別高度工作車】



【緊急消防援助隊全国合同訓練(令和4年7月)】

【能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化】

○ 消防団への救助用資機材等搭載型消防車両の無償貸付 20.2億円 (⑤補19.7億円)

- ・狭隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施



小型動力ポンプ積載車
(3.5t未満)



オフロードバイク

【小型車両の例】

○ 救助用資機材等の整備に対する補助 2.5億円 (⑤補2.5億円)

- ・消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施
- ・特に、能登半島地震を踏まえ、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進



ドローン



可搬消防ポンプ



エンジンカッター



チェーンソー

【救助用資機材の補助対象(例)】

○ 消防団災害対応高度化推進事業 0.7億円 (⑤補0.4億円)

- ・都道府県の消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施

※ 現行：26府県で実施 ⇒ 全都道府県で実施



【消防団ドローン取扱い講習の例
(宮崎県消防学校)】

【消防防災分野におけるDX等の推進】

○ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進 20.6億円 (⑤補3.7億円)

- ・救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組み(マイナ救急)について、全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施

※実証事業の規模

現行 今後
660隊 ⇒ 3,800隊程度



【マイナ救急の流れ】

○ 消防研究センターにおける研究の充実強化 1.6億円 (新)

- ・能登半島地震を踏まえ、小型ドローンを活用した土砂ダムの規模や濁り度合いを監視する方法に関する研究等を実施



【能登半島地震における土砂ダムの例(輪島市市ノ瀬)】



【監視用ドローンの例】

日本経済・地方経済の成長(「投資立国」及び「資産運用立国」の実現)

○ 水素等のGX新技術に係る危険物規制のあり方の検討 0.1億円 (⑤補0.1億円)

- ・安全確保を前提に、水素等のGX新技術に係る危険物の貯蔵・取扱いに関する危険物規制のあり方を検討



【水素等のGX新技術の取組環境の整備に向けた危険物規制のあり方の検討イメージ】

国民の安心・安全の確保（防災・減災及び国土強靱化の推進）

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新システムへの更改 6.1億円 ⑨新
 ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用に支障が生じないように、システムを更改
- ② 国民保護のための避難行動の周知促進 0.1億円 ⑨新
 ・住民や避難施設関係者への周知を促進するため、弾道ミサイル飛来時の国民保護サイレンや住民避難行動の解説動画を制作し、地方公共団体に提供
- ③ 消防庁災害等情報の全体最適化・効率化調査事業 1.5億円
⑥1.5億円
 ・迅速な災害対応に向けて、災害時に収集する多様な情報の取扱いや消防関連の情報システムを最適化するための調査・検討を実施
- ④ 消防指令・業務システムの標準仕様の更新（能登半島地震を踏まえた耐災害性強化等） 1.0億円
⑤補1.1億円
 ・消防指令システム等について、更なる耐災害性強化に向けた検討や新技術等の動向を踏まえた標準仕様の更新を実施

16

- ⑤ 災害情報伝達手段の整備等に係るアドバイザー派遣事業 0.3億円
⑤補0.3億円
 ・市区町村に対し、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し、各市区町村における災害情報伝達手段の整備を促進
- ⑥ 航空機火災対応マニュアルの改定 0.1億円 ⑨新
 ・令和6年1月に東京国際空港（羽田空港）で発生した衝突事故に伴う航空機火災や近年の航空機災害への対応等最新の状況を踏まえ、自治体消防が航空機火災に対応する際に参考となるマニュアルの改定を実施
- ⑦ 消防研究センター・消防大学校建物施設・設備等の維持整備 2.9億円
⑤補1.5億円
 ・経年劣化・老朽化が著しい建物施設・設備等について、計画的に補修・修繕を実施し、効率的な研究開発環境や学生の安全等に配慮した良好な教育訓練環境を確保
- ⑧ 教育訓練用資機材整備・安全管理 0.6億円
⑥0.6億円
 ・消防大学校の各種教育訓練用資機材を整備し、大規模自然災害時における消防機関の対応能力の向上のための土砂災害等対応訓練を充実強化

17

第214回国会における総理大臣発言①

石破内閣総理大臣所信表明演説（令和6年10月4日）（抜粋）

世界有数の災害発生国であるこの日本において、近年の更なる風水害の頻発化、激甚化に早急に対処できる人命最優先の防災立国を構築しなければなりません。防災・減災、国土強靱化の取組を推進します。事前防災の徹底に向けて、まず、現在の内閣府防災担当の機能を、予算、人員の両面において抜本的に強化するとともに、平時から不断に万全の備えを行うため、専任の大臣を置く防災庁の設置に向けた準備を進めてまいります。

日本では、ひとたび災害が起ると、被災者の方々は避難所で厳しい生活を強いられます。平成二十八年に起きた熊本地震では、直接亡くなられた方々の四倍もの方々が、避難生活の中で健康を崩されるなどして、災害関連死として亡くなられています。被災して大きな悲しみや不安を抱えている方々に手を差し伸べ、温かい食事、安心できる居住環境を提供することが必要です。災害関連死ゼロを実現すべく、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直し、発災後速やかにトイレ、キッチンカー、ベッド、風呂を配備しうる、平時からの官民連携体制を構築します。

衆議院本会議における答弁（令和6年10月7日）（抜粋）

人命最優先の防災立国を構築するため、平時から不断に万全の備えを行う防災庁の設置に向けた準備、被災者に温かい食事や安心ができる居住環境を速やかに提供するための官民連携体制の構築等を進めてまいります。

避難所の在り方につきましては、これは、東日本大震災大津波のときに、小野寺委員がまさしく被災者のお一人として体験をされ、いろいろなことを私もお教えをいただきました。今後とも、いろいろなお教えを賜りながら、避難所の境遇改善に努めてまいり所存であります。

18

地方公共団体の防災対策に関して

※ 近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえると、地域の防災力の向上を図ることが肝要。

※ そのためには、少なくとも、

- 地方公共団体の災害応急対応の円滑化・効率化等を図ること
- 地方公共団体の災害応急対応が適切に行われるようにする観点から、**平時からの事前の備えを計画的、効果的に進めること**が必要。

※ **平時からの事前の備え（事前防災）**として、ハード面での対策のほか、

- 首長や危機管理・防災担当部局を中心とした地方公共団体の（災害応急対策等の責務を有する者としての）災害対応力の強化
- 避難所など、被災者支援の充実
- 共助を高める工夫

などを並行して進めることが求められている。

19

地方公共団体の防災対策に関して

- 災害応急対策等を実施する責務を有する者としての地方公共団体の災害対応力の強化を図るため、
 - ・ 消防機関の体制強化 を図っていくとともに、
 - ・ 災害対応体制の整備、避難情報の発令体制の整備など
 - ← 研修・訓練・防災教育（学び）、避難情報の発令基準の策定、防災拠点の耐震化、業務継続、非常用電源の整備 等
 - ・ 受援の体制構築など
 - ← 受援計画の実効性確保 等
 - ・ 民間事業者等との連携
 - ← 協定の締結 等
 - ・ 郵便局との連携
- などを進めることが必要。

20

地方公共団体の防災対策に関して

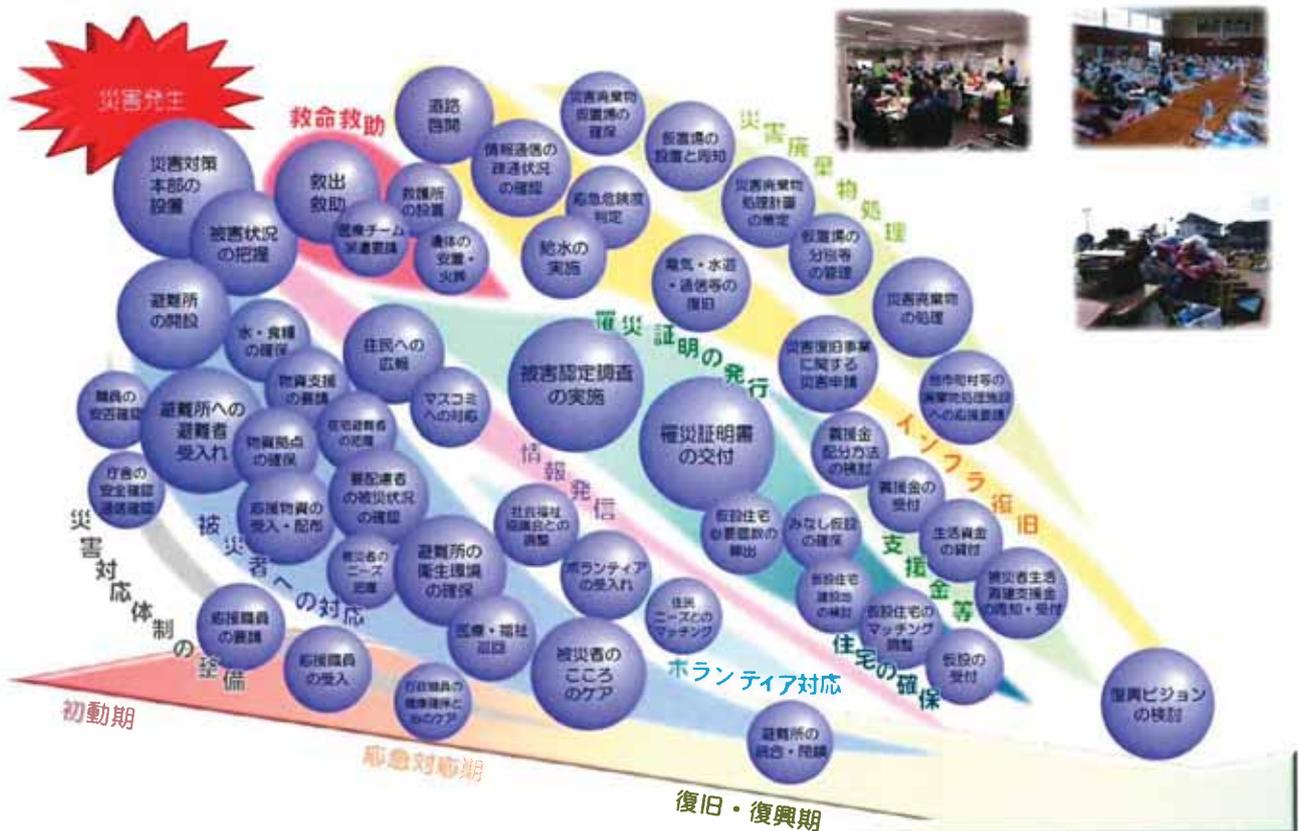
- 避難所など、被災者支援の充実を図るため、
 - ・ 避難所の運営等の充実
 - ← 避難所の在り方等の見直し
 - ・ 避難生活における生活環境の確保
 - ← 物資の備蓄の推進、資機材の整備
 - ・ 避難生活における保健・医療・福祉の支援
 - ・ NPO法人や民間企業等との連携による支援
- などを進めることが求められる。

- また、地域の防災力を高める観点から、公助のみならず、共助を高める工夫が、より一層求められている。

21

地方自治体の災害対応力の強化

災害時に市町村で発生する災害対応業務のイメージ



出典：内閣府（防災）「市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引き」

防災基本計画(令和6年6月30日 中央防災会議)

消防庁防災業務計画(令和4年12月 消防庁)

市町村長による危機管理の要諦 -初動対応を中心として- (令和6年3月 消防庁)

災害種別

地方都市等における地震対応ガイドライン
(平成25年8月 内閣府(防災担当))
市町村のための水害対応の手引き
(令和5年5月 内閣府(防災担当))
市町村のための降雪対応の手引き
(平成31年1月 内閣府(防災担当))

多様なステークホルダーへの対応

防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック(平成30年4月 内閣府(防災担当))
災害対応力を強化する女性の視点
~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン~
(令和2年5月 内閣府男女共同参画局)
防災・減災のための多言語支援の手引き2023
(一財)自治体国際化協会)

組織運営

市町村の災害対策本部機能の強化に向けて

受援

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月 内閣府(防災担当))
緊急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル等
(令和3年5月 総務省)
市町村のための人的受援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月 内閣府(防災担当))

避難行動

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月 内閣府(防災担当))
指定緊急避難場所の指定に関する手引き(平成29年3月 内閣府(防災担当))
避難情報に関するガイドライン(令和3年5月 内閣府(防災担当))
噴火時等の具体的に実践的な避難計画策定の手引き(令和3年5月 内閣府(防災担当))
水害からの広域避難に関する基本的な考え方(令和3年5月 内閣府(防災担当))
タイムライン(防災行動計画)策定 活用指針(平成28年8月 国土交通省)
市町村における津波避難計画策定指針(平成25年3月 消防庁)

避難所運営

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等(令和4年4月 内閣府(防災担当))
福祉避難所の確保・管理ガイドライン(令和3年5月 内閣府(防災担当))
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和4年4月 内閣府(防災担当))
避難所運営ガイドライン(令和4年4月 内閣府(防災担当))

個人情報

防災分野における個人情報の取扱いに関する指針(令和5年3月 内閣府(防災担当))

市町村長による危機管理の要諦 -初動対応を中心として-

「市町村長による危機管理の要諦」は、市町村長が災害対応で経験したことを、良かった点、失敗談も含めて、**市町村長のために**まとめた冊子です。

市町村長はもちろん、防災・危機管理関係の職員も、ぜひ一度ご一読ください。

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1 市町村長の責任・心構え

- 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意思決定)する、⑤住民に呼び掛ける、の5点である。
- 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておく必要がある。
- 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の前動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せず災害対策本部等を立ち上げる。
- 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りでも良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- 時機を失せず、定期的に発表する。

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼び掛ける、の5点である。
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

26

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。
災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

27

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せず災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。
避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

28

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

29

令和5年度の災害を中心とした事例集

令和5年度の災害を中心とした事例集
(災害対応事例集)

- 「災害対応事例集」は、災害対応した市町村長にインタビューして、災害対応の教訓などをメッセージとしてまとめた冊子です。
- 市町村長はもちろん、防災・危機管理関係の職員も、ぜひ一度ご一読ください。

掲載自治体（令和5年度の災害を中心とした事例集）

令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号	<ul style="list-style-type: none"> ● 梅雨前線が令和5年6月1日から本州付近に停滞 ● 西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨 ● 人的被害：死者6名、行方不明2人、負傷者49名 ● 住家被害：全壊21棟、半壊536棟、一部破損197棟 床上浸水2,398棟、床下浸水6,961棟
令和5年6月29日からの大雨	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線の活動が活発となり各地で大雨となった ● 人的被害：死者13人、行方不明者1人、負傷者19人 ● 住家被害：全壊63棟、半壊907棟、一部破損685棟 床上浸水1,250棟、床下浸水5,005棟
令和5年7月15日からの大雨	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年7月14日から東北地方の北部を中心に大雨となり、総降水量は秋田県の多い所で400ミリを超えた ● 人的被害：死者1人、負傷者5人 ● 住家被害：全壊11棟、半壊2,885棟、一部破損27棟 床上浸水742棟、床下浸水3,355棟
令和5年台風第6号	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年7月28日3時にフィリピンの東で発生し、8月2日から3日にかけて沖縄地方へ接近した ● 人的被害：死者1人、負傷者103人 ● 住家被害：全壊5棟、半壊24棟、一部破損249棟 床上浸水30棟、床下浸水115棟
令和5年台風第7号	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風第7号は兵庫県を北上し、日本海に抜けて北東へ進み、近畿地方、中国地方を中心に大雨をもたらした ● 人的被害：負傷者68人 ● 住家被害：全壊4棟、半壊14棟、一部破損244棟 床上浸水114棟、床下浸水578棟



30

市町村長による危機管理の要諦

— 初動対応を中心として —

令和4年度の災害を中心とした事例集 (災害対応事例集)

「明日は我が身」過去の被災自治体の経験がよりどころに

よその災害も「明日は我が身」だと申し上げておきたい。今になって思えば、東日本大震災の被害を「わがこと」としてとらえていなかったと思う。被災地の首長さんともおめにかかりわかったつもりになっていたが、**こうしてわが身に災害が降りかかってきてその気持ちが本当に理解できた。**発災してから宮城県南三陸町の佐藤仁町長や新潟県長岡市の森民夫市長(当時)などからいただいたアドバイスがどれだけ安心感につながったか。被災した自治体の経験をまとめた本や冊子も役だった。過去の災害の経験談は**大事**。この消防庁の事例集などを普段から見ておくと、判断力が高まるのではないかな。

31



令和6年度市町村長の災害対応力強化のための研修等

①市町村長の災害対応力強化のための研修

令和6年度実施方針 対面/オンライン研修（個別面談方式）

【対象：市町村長】

市町村長が災害の警戒段階から発災直後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断・指示を行えるよう、**災害対応力の強化を図る**ことを目的に**全国の市町村長を対象**に実施

- (1) 日時：(前期) 5月28日(火) 14:00~17:00(オンライン)
5月29日(水) 13:00~16:00(対面)
5月30日(木) 9:00~12:00(オンライン)
6月6日(木) 9:00~12:00、14:00~17:00(オンライン)
6月7日(金) 9:00~12:00、14:00~17:00(オンライン)
(後期) 11月6日(水) 9:00~12:00、14:00~17:00(オンライン)
11月7日(木) 9:00~12:00、14:00~17:00(オンライン)
11月29日(金) 13:00~16:00(対面)
- (2) 内容：市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう行う実践的な研修
・研修指導員が「1対1」で様々な状況を付与するシナリオ非提示型訓練



①研修の様子（オンライン研修）

②全国防災・危機管理トップセミナー

令和6年度実施方針 集合研修（座学方式）

【対象：市町村長】

災害時には、短期間の内に膨大な業務に対応・処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮する必要があるため、**災害危機管理対応力の向上を図る**ことを目的としたセミナーを実施

【市長向け】

- (1) 日時：6月12日(水) 15時00分~16時30分
(2) 場所：全国都市会館 大ホール
(3) 内容：有識者、災害を体験した市長による講演、消防庁による講義を実施

【町村長向け】

- (1) 日時：11月20日(水) 15時00分~16時30分
(2) 場所：全国都市会館 大ホール
(3) 内容：有識者、災害を体験した町村長による講演、消防庁による講義を実施



②市長による講演（坂口輪島市長）

32



令和6年度都道府県等の災害対応力強化のための研修等

③防災・危機管理特別研修

令和6年度実施方針 オンライン研修（座学方式+意見交換方式）

【対象：都道府県・政令市の危機管理・防災責任者】

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、平時から**関係機関間の連携を強化**するとともに、全国を通じて**災害対応力の向上を図る**ことを目的に**都道府県・政令市の危機管理・防災責任者を対象**に実施

- (1) 日時等：5月22日(水) 13時30分~14時50分
(2) 内容：内閣危機管理監等による講演、内閣府・総務省・消防庁による講義



③内閣危機管理監講話

④自治体危機管理・防災責任者研修

令和6年度実施方針 オンライン研修（座学方式+グループ討議方式）

【対象：市町村の危機管理・防災責任者】

災害時には、住民に最も身近な市町村が迅速・的確に対応する必要があることから、初動対応や災害対応の**各フェーズで必要となる知識・技術を深める**とともに、平時から「顔の見える関係」を構築して**連携を強化し、災害対応力の向上を図る**ことを目的に**市町村の危機管理・防災責任者を対象**に実施

- (1) 日時等：5月28日(火)（第1期）、12月2日(月)（第2期）
(2) 内容：国・地方公共団体の担当者や学識経験者等による講義のオンデマンド配信、オンラインによるリアルタイム講演及びグループ討議



④グループ討議の様子

33



令和6年度都道府県等の災害対応力強化のための研修等

⑤災害マネジメント総括支援員等研修

令和6年度実施方針	オンライン研修（座学方式）＋集合研修（座学＋グループ討議方式）	【対象：被災市町村派遣要員として推薦された地方公共団体の職員】
-----------	---------------------------------	---------------------------------

大規模災害時に被災市町村を支援する「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」を養成することを目的に支援員として推薦された地方公共団体の職員を対象に実施

(1) 日時：（オンライン研修）通年、（集合研修）11月に2回実施
 (2) 場所：（集合研修）有明の丘基幹的広域防災拠点 そなエリア
 (3) 内容：大規模災害時に被災市町村の災害マネジメントを支援することを役割とした「災害マネジメント総括支援員」等に対する研修



⑤講義の様子（オンライン研修）



女性、高齢者、障害者などの多様な視点を取り入れた防災体制の推進



- 防災基本計画において、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とことされている。
- 同計画を踏まえ、地方防災会議に女性、高齢者、障害者などの視点を持った方を委員に任命するなど、多様な視点が防災に関する政策に反映されるよう、取組を進めていただきたい。

① 大阪府堺市の例

(1) 取組概要

- ・防災会議における市職員の委員数を削減し、**障害者、高齢者、女性、外国人等の災害時に特に被害を受ける人たちに寄り添った活動をしている支援団体の登用数を増加。**
- ・構成団体の見直しにより、女性委員の割合を10%台から**46%（R3時点）まで向上。**
- ・実際に活動している方に委員となっていただくことで、**当事者視点の多様な意見の吸い上げが可能。**

(2) 委員の構成比（内閣府HPより）

委員構成	合計	男性	女性
(1) 指定地方行政機関の職員	5人	5人	0人
(2) 自衛隊の部隊長	2人	2人	0人
(3) 大阪府の職員	4人	4人	0人
(4) 大阪府の警察官	1人	1人	0人
(5) 堺市職員	18人	16人	2人
(6) 教育長	1人	1人	0人
(7) 消防長・消防団長	2人	2人	0人
(8) 指定（地方）公共機関の職員	11人	9人	2人
(9) 自主防災組織・市民団体の代表者	3人	1人	2人
(10) 市長が適当と認める者	9人	8人	1人
合計	56人	49人	7人

合計	男性	女性	女性委員比率
5人	5人	0人	
2人	2人	0人	
4人	4人	0人	
1人	1人	0人	
10人	5人	5人	46.7%
1人	1人	0人	
2人	2人	0人	
12人	6人	6人	
4人	1人	3人	
19人	6人	13人	
60人	32人	28人	

② 兵庫県明石市の例

(1) 取組概要

- ・多様な視点を踏まえた災害対策を議論するため、防災会議内に「**ジェンダーと防災に係る専門委員**」を設置。
- ・性別、年齢、障害の有無等の多様な観点から災害対策を考えることの重要性を共有するとともに、テーマにより、臨時委員として障害者等も参画し、ワークショップを実施。
- ・専門委員の会議を踏まえ、提言書を作成し、提言書をもとに、全体を通して、**ジェンダーや要配慮者に関する視点から見直した地域防災計画を改定。**

(2) 会議の様子（内閣府HPより）



※内閣府男女共同参画局「防災分野における女性の参画促進～好事例集～」を基に作成

- 令和4年に改定された「防災基本計画」には、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成や必要に応じた見直し、効果的な運用に努めるよう記載されたところ。
- これを踏まえ、消防庁から以下の内容を盛り込んだ事務連絡を发出し、周知を依頼。
 （※「タイムラインの策定・見直し及び住民への普及啓発」（令和4年9月28日 消防庁国民保護・防災部防災課長））
 - ・市町村によるタイムラインの積極的な活用、住民への効果的な普及啓発、自主防災組織と連携したタイムライン策定を行っている事例
 - ・タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発に活用可能な支援措置		市町村によるタイムラインの積極的な活用、住民への効果的な普及啓発、自主防災組織と連携したタイムライン策定を行っている事例	
緊急防災・減災事業（特別交付税）		三重県紀宝町 タイムラインによる防災対応	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。	・全国に先駆けた独自のタイムライン策定を平成23年台風第12号における河川氾濫をきっかけに試行を経て平成27年に町独自に策定。 ・タイムラインの効果（計39回タイムライン運用） H29年台風第21号、R2年台風第14号などで運用。 ・紀宝町タイムライン防災情報共有システムを整備	
対象	地方公共団体	茨城県WEB版マイ・タイムライン作成システムによる住民への普及啓発	
措置率	交付税措置：70%	・マイ・タイムラインをWeb上で作成し、スマホ等の端末に保存できる仕組みを開発。 ・家庭でのマイ・タイムラインの作成に活用。 ・学校等で、タブレット端末等で作成するなど防災教育に活用。	
備考	令和7年度まで	まつやまマイ・タイムライン（施設版） ※消防団・自主防災組織等連携促進支援事業（令和3年度）	
自主防災組織等活性化推進事業（令和5年度予算案）		・平成30年7月豪雨で被災した施設の災害対応を踏まえ、福祉施設、小中学校、保育園・幼稚園が「まつやま施設版タイムライン」を作成。 ・作成には消防団や自主防災組織が参加。	
内容	・自主防災組織等の活性化を推進する取組を国費で支援		
対象	地方公共団体		

地方公共団体における業務継続計画①

業務継続性の確保の必要性＜防災基本計画（抄）＞

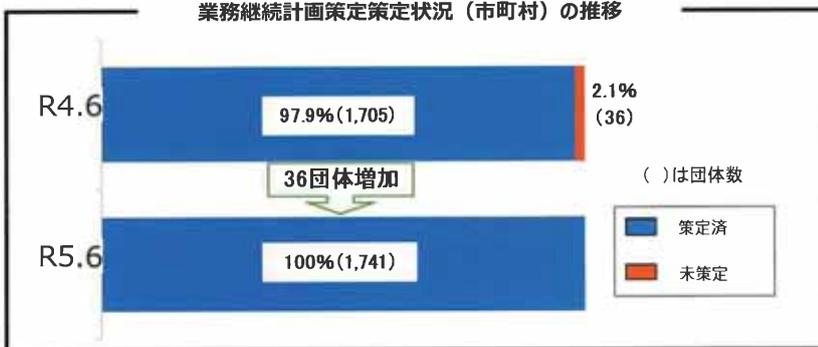
地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

業務継続計画：優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

市町村の策定を支援

小規模な市町村においても容易に重要なポイントを整理できるよう、平成27年5月に「**市町村のための業務継続計画作成ガイド**」（内閣府防災担当）を策定し、研修会等を通じて市町村を支援。

業務継続計画策定状況（市町村）の推移



・都道府県では、**H28.4時点で全ての団体で策定済み**。

・市町村では、前回調査（令和4年6月時点）から、**36団体増加し、全ての団体で策定済みとなった**。

地方公共団体に対し、以下を周知

職員の研修や訓練等により実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。
 定めるべき重要6要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。



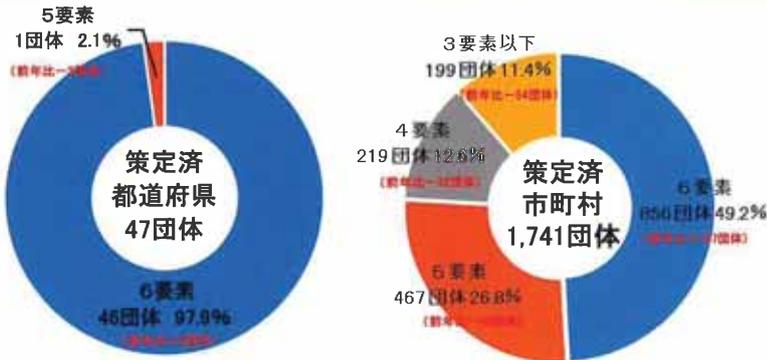
<重要6要素とは>

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成27年5月内閣府(防災担当))において示された業務継続計画に定めるべき特に重要な6要素

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保(庁舎・職員用)
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

重要6要素の策定済数の状況(令和5年6月1日現在)

- 都道府県では、ほとんどの団体が重要6要素のうち5要素以上を定めている。
- 市町村では、5要素以上を定めている団体は76%程度。



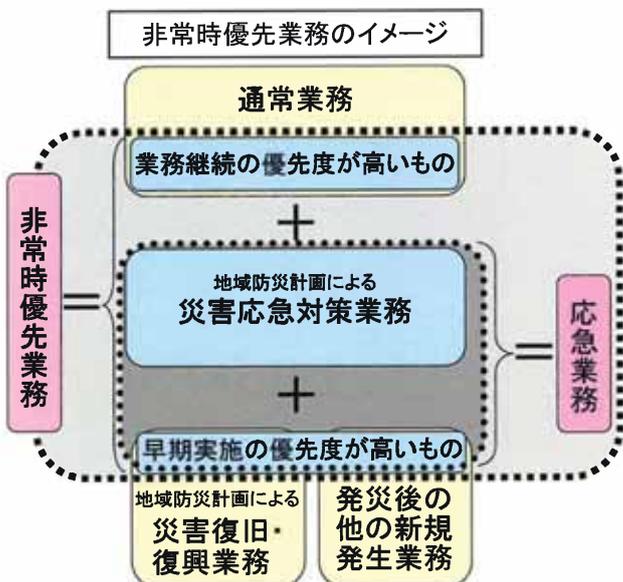
	都道府県	市町村
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,722
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	46	1,611
(3)電気、水、食料等の確保	47	977
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	47	1,489
(5)重要な行政データのバックアップ	47	1,448
(6)非常時優先業務の整理	47	1,603

地方公共団体の業務継続計画

市町村のための業務継続計画作成ガイド(平成27年5月 内閣府(防災担当)) 抜粋

業務継続計画は、行政が被災し資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ策定することが必要である。

- 業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。



業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。



- 災害応急対策の拠点、避難場所等となる公共施設等は、耐震化が必要であり、これまでも着実に取り組んできた。
- 市町村の災害対策本部設置庁舎が未耐震の場合、本部機能に支障が生ずることがないよう、耐震化済みの代替庁舎を指定する必要がある。

■ 施設区分別の耐震率

施設区分	平成14年3月末	令和4年10月1日
文教施設 (校舎、体育館) (指定緊急避難場所等に指定)	46.7%	99.6%
診療施設 (医療救護施設に位置づけ)	57.5%	95.1%
社会福祉施設	51.4%	93.2%
庁舎 (災害応急対策の実施拠点)	47.2%	92.0%
消防本部、消防署所	56.4%	95.7%
警察本部、警察署等	51.0%	86.8%
全体平均 (防災拠点となる公共施設等)	48.9%	96.2%

■ 市町村における災害対策本部設置庁舎の耐震率 (令和4年10月1日)

災害対策本部設置庁舎の耐震率	89.7% (1,562団体)	※市町村の当該割合が低い都道府県 青森県 95.0% 福島県 96.6% 鹿児島県 97.7%
災害対策本部庁舎又は代替庁舎で耐震化されている割合(※)	99.7% (1,736団体)	



災害応急対策の拠点となるべき庁舎が、耐震性の不足により使用不能となった事例が発生

下記の支援措置を活用するなどにより、早急に耐震化に取り組むことが必要



地震により被災した庁舎

■ 緊急防災・減災事業債

※耐震診断に係る経費には特別交付税措置あり (措置率0.7)

【耐震化に係る対象事業】

災害時に災害対策の拠点となる市町村庁舎、消防本部及び消防署所等の耐震化

【建替に係る対象事業】

- ① 早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められる消防署所等
- ② 未耐震の自治体本庁舎、消防本部・消防学校等の建替え(※)に併せて整備する次の施設
 - ア 災害対策本部の設置に係る施設 (災害対策本部員室など)
 - イ 応援職員の受入れに係る施設 (応援職員が執務を行うためのスペース)
 - ウ 災害応急対策に係る施設 (一時待避所、物資集積所など)

※ 自治体本庁舎は令和3年8月から、消防学校・消防本部等は令和4年度から対象

【地方債の充当率等】 充当率100% 交付税措置70%

【事業年度】 令和7年度まで

非常用電源の整備①

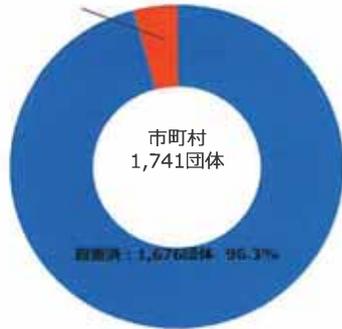
○ 災害対策本部設置庁舎における非常用電源の整備率は96.3%と進んでいるが、非常用電源整備済市町村のうち72時間以上の稼働時間を確保する市町村は61.3%にとどまる。

▶ **人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが望ましいことから、あらかじめ燃料等の備蓄に努めること。**

非常用電源の整備状況等（令和5年6月1日現在）

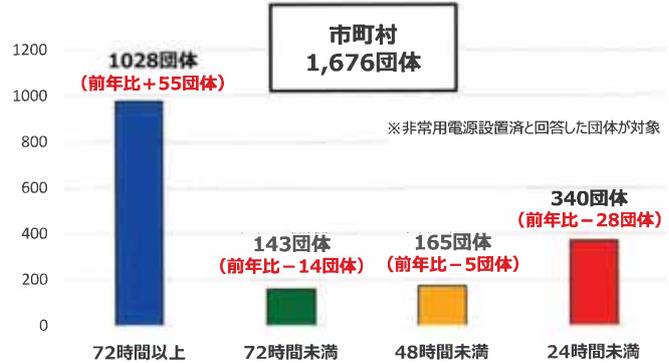
○非常用電源の整備状況

未設置：65団体 3.7%



都道府県では、**47団体（100%）**で設置済（前年同）
市町村では、**1,676団体（96.3%）**で設置済（前年比+8団体、+0.5%）

○72時間以上の稼働時間の確保状況



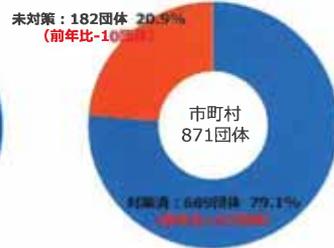
都道府県では、
72時間以上：46団体（前年と同じ）
48時間未満：1団体（前年と同じ）

非常用電源の整備②

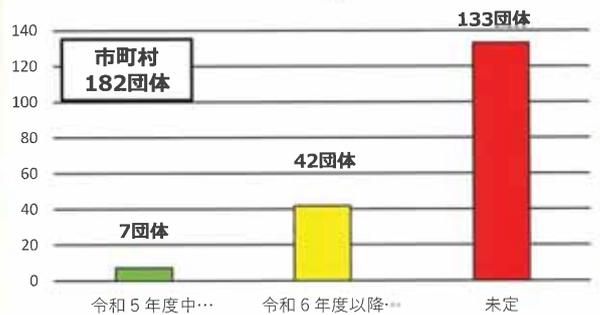
浸水に対する対策（令和5年6月1日現在）

※浸水の恐れのある団体が対象

未対策：1団体 5.3%
（前年と同じ）



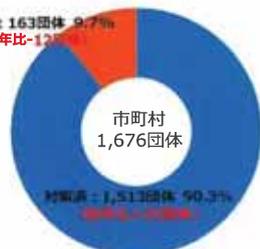
浸水対策をしていない団体の今後の予定



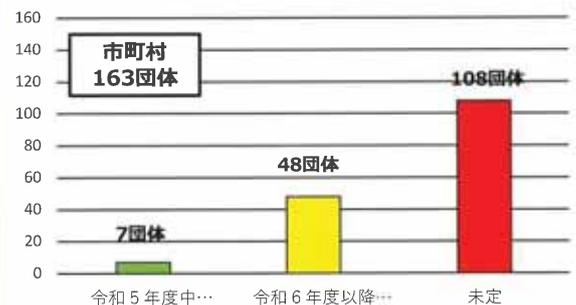
地震に対する対策（令和5年6月1日現在）

※都道府県では全団体で対策済

未対策：163団体 9.7%
（前年比-12団体）



地震対策をしていない団体の今後の予定





地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備

【施策の概要】【地方財政措置（緊急防災・減災事業債）】

- 災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、機動性や衛生面に優れたトイレカーを被災地の状況に応じ多様な場面で活用することは、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が継続的に活動する上で有効
- このため、すでに対象となっている避難者の生活環境改善に加え、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備についても、「緊急防災・減災事業債」の対象とする

<緊急防災・減災事業債>

- 災害応急対策の継続性を確保するための設備・車両資機材（トイレカー）（トイレトレーラーを含む）の整備

現状	【避難者の生活環境の改善】 (想定される活用場面： 避難所 等)
拡充	【地方公共団体の災害応急対策の継続性の確保】 想定される活用場面： ・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点 ・災害応急対策の活動現場 等



**機動性や衛生面に優れたトイレカーを整備し、
地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保**



【留意事項】

- 車両で牽引するトイレトレーラーも対象に含む。(牽引する車両は、専らトイレ部分の牽引に用いられる場合は対象に含む。)
- 社会福祉法人又は学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のために整備する場合を含む。(地方公共団体が支出する補助金を限度とする。)



防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

【地方財政措置(緊急防災・減災事業債)】

- 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- あわせて、ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成を図る

(交付税算入率 70%)

緊急防災・減災事業債(充当率 100%)

<活用イメージ>



【留意事項】

- ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成について、消防庁「災害対応ドローン運用推進事業」の活用が可能。



救援物資の輸送①【静岡県焼津市】

導入経緯 : 平成27年の土砂災害を契機に導入
 管理部局 : 地域防災課(防災主管部局)で5機を整備・管理
 災害時活用: 物資輸送や被災状況の把握に活用することを想定



救援物資の輸送②【和歌山県印南町】

導入経緯 : 南海トラフ地震への懸念から導入
 管理部局 : 総務課(防災主管部局)で3機を整備・管理
 災害時活用: 物資輸送や被災状況の把握に活用することを想定



救援物資の輸送③【大分県由布市】

活用実績 : 令和5年7月の土砂災害で孤立した住宅へトランシーバー、水、食品など(5kg)を輸送。道路閉塞により、山林斜面を2時間かけて運ぶところ、3分で空輸
 運用主体 : 大分県と協定を締結した民間事業者が運用



避難情報の伝達【宮城県仙台市】

導入経緯 : 東日本大震災で避難を呼びかけていた市職員が亡くなったことを契機に導入
 管理部局 : 危機対策課(防災主管部局)で4機を整備・管理
 災害時活用: 避難情報等の周知(全自動で離陸・飛行)や被災状況の把握などに活用することを想定



被災地方公共団体における災害対応に係る人的資源の確保

自団体内の人的資源の最適化

- 庁内組織の見直し
 - ・ 庁内での業務体制の構築 (対応に当たる職員の見直し)
 - ・ 災害時の組織体制の柔軟な見直し (災害対応本部立ち上げ時の班編制)
- 不要不急の業務の中止・延期
 - ・ 不要不急な業務を中止・延期し、人的資源を非常時対応に集中

基本的な方針はBCPIに記載

外部委託の活用

- 民間で対応可能な業務について、外部委託を行うことで、職員でなければ対応できない業務にマンパワーを集中
 - 例) 災害時の災害ゴミの撤去等の処理
 - 感染症患者に対する健康観察、問合せ対応のためのコールセンターの設置

自団体外の人的資源の活用

※応援制度はいずれも自然災害発生時を主として想定

地方公務員による応援

- ・ 同一都道府県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等に基づく支援
- ・ 応急給水、被災水道施設や被災下水道の応急復旧に係る支援
- ・ 保健所等による健康危機管理に関する支援 (DHEAT: 災害時健康危機管理支援チーム)
- ・ 応急対策職員派遣制度 (総括支援チーム (災害マネジメント支援)・対口支援チーム (避難所運営・罹災証明書等の発給支援))
- ・ 復旧・復興支援技術職員派遣制度
- ・ 災害廃棄物の円滑な処理に関する支援 (災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク) など)
- ・ 緊急消防援助隊 など

国家公務員等による応援

※この他、民間企業との応援協定、ボランティアの活用などがある

- ・ 各省庁の所掌事務に応じたりエソン派遣
- ・ 自衛隊 (災害派遣部隊)、警察庁 (警察災害派遣隊)、厚生労働省 (D-MAT)、国土交通省 (TEC-FORCE) などの広域応援

災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期等）

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
救助等	災害応援部隊（自衛隊）	遭難者等の捜索救助、避難の援助、道路啓開、救護、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、危険物の保安及び除去 等	防衛省
救助等	警察災害派遣隊（都道府県警）	被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認、行方不明者の捜索、警戒・警ら、交通整理・規制、相談対応、パトロール 等	警察庁
救助等	緊急消防援助隊（消防本部）	消火活動、要救助者の検索、救助活動 等	消防庁
公共土木	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（地方整備局等）	公共土木施設の被災状況の把握、排水ポンプ車の排水による被害の発生防止、建築物の倒壊等の二次災害防止、災害申請支援 等	国土交通省
公共土木	災害復旧技術専門家派遣制度	公共土木施設に被害が発生した際に、被災自治体から要請に応じ、災害復旧にかかる技術的な助言な支援・助言ができる災害復旧技術専門家を派遣	国土交通省、公益社団法人全国防災協会
水道	日本水道協会会員水道事業体による地震等緊急時相互応援体制	応急給水活動、応急復旧活動、施設復旧等への技術的助言、応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供 等	公益社団法人日本水道協会、厚生労働省
下水道	下水道事業における災害時支援に関するルール	災害実態の調査から復旧方針の検討支援、被災施設における運転手法のアドバイス、災害査定の上会、災害復旧工事の発注・施行管理等	公益社団法人日本下水道協会、国土交通省等
農地	農林水産省サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）（地方農政局等）	農地、農業用施設の箇所・面積の把握や被害額の算出等の支援、被災した農地、農業用施設の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術支援	農林水産省
農地	農業災害復旧専門技術者の派遣	農業被害が発生した際、被災自治体からの要請に応じ、農地・農業用施設等の被害状況の把握、応急対策・災害復旧に係る技術支援を行う専門技術者を派遣	全国土地改良事業団体連合会（全国土里ネット）
通信	総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）（地方総合通信局）	情報通信サービスに関する被害状況の把握、関係行政機関・事業者等との連絡調整、地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援	総務省（本省、総合通信局及び沖縄総合通信事務所）
災害マネジメント	総括支援チーム	被災市区町村長への助言、幹部職員との調整、応援派遣ニーズの把握等のマネジメント支援	総務省、地方三団体、指定都市市長会

※本資料は、関連団体からの資料、聞き取り及び公表資料から総務省応援派遣室の責任で作成（関連団体の了承を得たものではない）。（以下同じ）

災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期）

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
避難所運営、住家被害認定調査・罹災証明書等	対口支援チーム	避難所運営、住家被害認定調査及び罹災証明書の交付業務等に対するマンパワー支援	総務省、地方三団体、指定都市市長会
災害廃棄物処理マネジメント	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援（収集運搬の調整、仮置場管理・運営に関する調整、処理処分に関する調整、災害報告書作成・災害等廃棄物処理事業費補助金申請に関する助言、その他災害廃棄物処理の事務等）	環境省
災害廃棄物処理	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）	生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に対する作業員・収集車等の派遣 等	環境省・公益社団法人全国都市清掃会議 等
住家被害認定調査	災害時の住家の被害認定業務支援	関係団体との協定等に基づく被災地方公共団体の行う住家被害認定調査等への協力	建築士会、建築家協会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会等
住家被害認定調査	災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構協定	被災地方公共団体に対する住家の被害認定業務の内容の説明・実施計画の策定に係る助言、現地調査の実施に係る助言等	独立行政法人 都市再生機構・内閣府
建築物調査	被災建築物応急危険度判定士の派遣（全国被災建築物応急危険度判定協議会）	地震により被災した建築物の応急危険度判定の実施	一般財団法人 日本建築防災協会・国土交通省 等
建築物調査	文教施設応急危険度判定士の派遣	地震により被災した被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
宅地調査	被災宅地危険度判定士の派遣（被災宅地危険度判定連絡協議会）	地震又は大雨等により被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省・都道府県 等
保健医療福祉マネジメント	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	被災地方公共団体における健康危機管理部門のマネジメント支援	厚生労働省・DHEAT事務局（日本公衆衛生協会内）
保健医療福祉	災害派遣医療チーム（日本DMAT）	災害拠点病院、一般病院、救助現場、避難所等における傷病者への医療行為	厚生労働省・DMAT事務局（国立病院機構内）
保健医療福祉	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	避難所、精神科病院、仮設住宅等における被災者のこころのケア	厚生労働省

災害時における応援派遣の主な仕組み（初動・応急期）

区分	派遣チーム・ルール等	活動の一例	主な関連団体
保健医療福祉	保健師等支援チーム	救護所、自宅、避難所及び仮設住宅等における被災者の健康チェック・健康相談、避難所の衛生対策等	厚生労働省
保健医療福祉	災害派遣福祉チーム (DWAT)	社会福祉施設等関係団体等（民間）の福祉専門職で構成されるDWATチームが福祉避難所等への誘導、災害時要配慮者へのアセスメント、日常生活上の支援、相談支援、一般避難所内の環境整備等	厚生労働省・都道府県等（官民協働による災害福祉支援ネットワーク）
保健医療福祉	日赤災害医療コーディネーターチーム、医療救護班、こころのケア班	救護所、避難所、各都道府県保健医療福祉調整本部、都道府県の日赤支部、医療施設等において医療救護及びこころのケアなどの救護業務を実施	認可法人 日本赤十字社
保健医療福祉	日本医師会災害医療チーム (JMAT)	避難所、救護所での医療や健康管理	公益社団法人 日本医師会
保健医療福祉	災害時感染制御支援チーム (DICT)	感染制御関連の技術支援として、避難所の緊急リスクアセスメント、感染症流行時の特殊な感染対策に関する相談、および実務支援要望への対応	一般社団法人 日本感染症学会
保健医療福祉	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)	避難所での動きやすい居住環境のアドバイスや応急的環境整備、避難所支援物資の適切な選定と設置（段ポールベッド等）、リハビリテーション支援活動等	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会
保健医療福祉	日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)	避難所での食事に配慮が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、慢性疾患患者等）に対する個別支援や被災者全体の栄養・食生活の環境整備等	公益社団法人 日本栄養士会
保健医療福祉	日本災害歯科支援チーム (JDAT)	避難所等での口腔衛生を中心とした歯科保健活動等	公益社団法人 日本歯科医師会（日本災害歯科保健医療連絡協議会）
保健医療福祉	災害支援ナース	病院等での救急外来等での増大した医療ニーズへの対応や避難所での医療、看護等	公益社団法人 日本看護協会
外国人支援	災害多言語支援センター	行政機関等が発信する災害情報や、避難所にいる外国人のニーズを選別し必要な情報を多言語に翻訳して外国人に届ける等	財団法人 自治体国際化協会
ボランティア	全国的な社会福祉協議会職員派遣	被災市区町村社協を行う災害ボランティアセンターの活動を支援	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
ボランティア	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD	災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の連携の促進及び支援環境の整備等	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD

※上表の他にも、特定非営利活動法人TMAT, 特定非営利活動法人AMDA, 認定特定非営利活動法人災害人道医療支援会HuMA, 特定非営利活動法人ジャパンハート等のNPOや民間企業との協定といった様々な支援の仕組みがある。

地方公共団体における受援計画（応援職員受入れに関する規定）



- 災害対策基本法の改正（平成24年）により、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画を定めるに当たり、**各防災機関が円滑に他の者の応援を受け、または応援することができるよう配慮することが規定された。**
- これをふまえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和2年4月内閣府〈令和3年6月改訂〉）が策定され、地方公共団体における受援計画の策定を促している。

（参考）災害対策基本法

＜地方公共団体における受援計画（応援職員受入れに関する規定）の策定状況＞（令和5年6月1日現在）



（都道府県地域防災計画）

第四十条第三項

都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において**管轄指定地方行政機関等（※）が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。**

（※管轄指定地方行政機関等…当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者）

（市町村地域防災計画）

第四十二条第四項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において**当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。**



応援職員派遣制度（短期派遣）の目的

- (1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）
- (2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

〔 応援団体決定までの流れ 〕



<p>(1) 総括支援チームの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認 ○ 被災市区町村の災害マネジメントを支援 <p>※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。 <総括支援チームの構成イメージ></p> <table border="1"> <tr> <td>災害マネジメント総括支援員</td> <td>×</td> <td>(1名)</td> </tr> <tr> <td>災害マネジメント支援員</td> <td>×</td> <td>(1~2名)</td> </tr> <tr> <td>連絡調整要員</td> <td></td> <td>(1~2名)</td> </tr> </table> <p>※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録</p> <table border="1"> <tr> <td>登録者数</td> <td>災害マネジメント総括支援員</td> <td>304名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害マネジメント支援員</td> <td>412名</td> </tr> </table>	災害マネジメント総括支援員	×	(1名)	災害マネジメント支援員	×	(1~2名)	連絡調整要員		(1~2名)	登録者数	災害マネジメント総括支援員	304名		災害マネジメント支援員	412名	<p>(2) 対口支援チームの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 ○ 都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て（都道府県は管内市区町村と一体的に支援） ○ 原則として、総括支援チームとセットで決定 <p>(3) 令和2年7月豪雨における派遣実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本県内の被災8市町村に対し、13県市から派遣うち <ul style="list-style-type: none"> ・総括支援チーム：10県市から延べ 464名 ・対口支援チーム：11県市から延べ5,903名
災害マネジメント総括支援員	×	(1名)														
災害マネジメント支援員	×	(1~2名)														
連絡調整要員		(1~2名)														
登録者数	災害マネジメント総括支援員	304名														
	災害マネジメント支援員	412名														



防災訓練の積極的実施について



新型コロナウイルス感染症流行の影響で、地方公共団体における防災訓練の実施回数が令和2年度に減少したが、令和3年度以降は回復傾向となっている。



令和6年度総合防災訓練大綱に基づき、令和6年能登半島地震の対応も踏まえた防災訓練を実施するよう地方公共団体に対し依頼。（令和6年6月28日付 消防庁防災課長通知）

（参考）令和6年度総合防災訓練大綱について（令和6年6月28日付け通知）<抜粋>

- 1 受援計画等に基づく応援職員の受け入れ
- 2 避難所の環境整備等、物資の調達・輸送
- 3 デジタル等の新技術の活用
- 4 地域の実情に応じた災害時の交通通信等の確保



郵便局を活用した地方活性化方策（とりまとめ）

○ 郵便局が持つ強みごとに、その強みを活かした地方活性化方策を検討

「郵便局を活用した地方活性化方策検討PT」（令和5年3月）

1. 郵便局が持つ強み

(1) 全国津々浦々に約24,000の郵便局の窓口拠点がある（拠点）

- ユニバーサルサービスの維持が法律により義務づけられており、過疎地域においても郵便局のネットワークは維持され続けている。
 - 日本郵便は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。具体的にはいずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならず、過疎地においては改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。
 - 過疎地においては、人口減少の中、最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある。

(2) 信頼できる社員がいる（人材）

- 国営時代から身近な窓口機関として日々の郵便局窓口における利用者からの相談への対応や郵便物等の配達を通じて、地域住民からの顔の見える関係を形成しており、信頼が得られている。
 - 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、自治体の事務を受託することが可能になるなど、実際に公共的な事務を行うことが認められている。

(3) 郵便局の局舎という物理的な建物が全国津々浦々に設置されている（スペース）

- 郵便局舎内及び駐車場等のスペースといったインフラを有している。
 - 利用者が利用するロビースペース
 - 駐車場スペース（一部の郵便局）
 - 郵便物を区分するための機械の設置や作業を行うスペースで現在は利用されていないスペース（集配機能を有する郵便局）

(4) 日々各世帯事業所に対して郵便物を配達する配達ネットワークがある（面的カバー）

- 日本郵便は郵便や宅配便を日々各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有する。
 - 郵便は平均して2軒に1軒の割合で配達がある。
 - 郵便バイク等で日本中の道路を走行していることから、自動車等で通れない細い路地も郵便バイクであれば走行可能。

(5) 郵便事業を通じた各世帯、事業所に関する膨大なビッグデータを保有している（データ）

- 日本郵便は郵便の業務を行うことが法定された唯一の事業体であり、郵便の宛先となりうるほぼ全ての世帯・事業所に係る所在情報や、転居に係る情報を郵便の業務を円滑に実施するために保有している。

2. 郵便局の強みを活かした主な地域活性化方策

① 社員が常駐する拠点を活用した取組

- 全国津々浦々にあり、過疎地においては最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある中、自治体の窓口業務等の補完機能として期待される役割に着目した取組を推進。

○ 郵便局での自治体窓口業務等の取扱いの推進

- 現行、郵便局事務取扱法等に基づき、公証事務を含むほぼ全ての自治体窓口事務の郵便局への委託が可能となっている。
- 人口減少下において自治体の支所や窓口等を支えるリソースが減少する中で、行政事務の効率化や住民の利便性の向上の観点から、地域の実情に応じ、自治体の窓口事務等について郵便局による取扱いを推進。
 - 具体的な取扱事例を収集・周知
- 今後、自治体の窓口業務のオンライン化が進む中、郵便局が行政手続きのデジタル支援機能を担うことが期待されているため、その対応策について引き続き検討する。

◆ マイナンバーカード関連事務の実施

- 市町村から郵便局への申請サポート業務の委託促進。
- 郵便局で交付申請の受付を可能とする制度改正。
- 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託促進。
- 郵便局へのキオスク端末の設置推進。

→ 市町村への個別の働きかけや意向調査を実施

◆ 自治体マイナポイント事業での郵便局との連携

◆ 地域交通施策（地域MaaS）における郵便局との連携

◆ 統計調査の実施における郵便局との連携

② 郵便局の人材を活用した取組

- 窓口業務や郵便物等の配達を通じて、地域住民から顔の見える関係を形成し、信頼が得られている個々の人材力に着目した取組を推進。

○ 郵便局と連携した消防団への加入促進

- 更なる郵便局社員の消防団への加入等を促進。
 - 先進的な優良事例等を市町村に周知
 - 日本郵便内の広報ツール等で消防団への加入を促進

日本郵政グループ全体で現在6,000名を超える消防団員が活躍

○ 郵便局と自主防災組織等の連携促進

- 郵便局と自主防災組織が連携を図り、平常時には防災訓練への参加や防災マップの作成、災害時には安否確認、避難誘導などに取り組む。
 - 市町村に対し取組を依頼し、連携を支援



防災マップ作成の様子

○ 郵便局員の集落の課題解決の取組への参画

- 地域の事情に精通した元郵便局員等を集落支援員として活用するなど地域の課題解決の取組への参画を促進。
 - 令和4年度調査から実態を把握し、元郵便局員等を集落支援員として活用できることを都道府県・市町村、郵便局に周知

日本郵便（株）本社における社外プロジェクトへの参画の試行的実施

- 週1日分までの勤務を削減して社外プロジェクトへの参画を可能とする取組を日本郵便本社で試行開始。地方自治体が募集する案件は、地域貢献につながるものとして、特に推奨。

国・地方自治体と郵便局が連携して推進

○ 地域の「埋もれたお困りごと」の発掘と解決支援

- 地域のキーパーソン、郵便局員、市町村職員・集落支援員、総務省職員・行政相談委員等による懇談会等の開催。
- 郵便局において、災害時の「支援窓口ガイドブック」の配布や行政相談に係るポスター掲示などの実施。
 - 行政相談委員等へのヒアリングを行い、懇談会を試行的に実施した上で、横展開を推進



③ 郵便局のスペース等を活用した取組

- ▶ 郵便局の局舎等のスペース等を活用し、災害時における行政需要や、買い物支援等の地域住民のニーズ等に応じた生活支援の取組を推進
- 局舎を指定緊急避難場所・津波避難ビル等に指定
 - ▶ 郵便局舎を自然災害に対する指定緊急避難場所・津波避難ビルや、国民保護法に基づく避難施設に指定し、災害時等に住民が避難。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進
- 災害時における車両・バイク等の活用
 - ▶ 災害時の物資輸送等のため、郵便局が保有する車両・バイク・自転車を活用。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進
- 郵便局と連携した買い物支援サービス
 - ▶ 郵便局に設置のタブレットを利用したオンライン注文・配送や、郵便局舎内での商品販売など、買い物弱者のための買い物支援を実施。
→ 地域運営組織との連携等による取組の横展開を推進
- スマートスピーカーを活用したみまもりサービス
 - ▶ 利用者の自宅に置いたスマートスピーカーを通じ、定期的のみまもりサポートを提供
→ 日本郵便の自治体向けサービスとして提供
- 空き家対策
 - ▶ 郵便局による空き家調査や空き家のみまもりサービスの実施。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進
- 郵便局を活用した交流拠点づくり
 - ▶ 地域住民が日頃から集う高齢者や子育て世代等のサロンやワークスペースとして郵便局の空きスペースを活用
→ 地域運営組織による活用想定事例や施設整備費に係る支援措置について都道府県・市町村、郵便局に周知
 - ▶ 郵便局の空きスペースを活用したオンライン診療の実施。
→ オンライン診療を受診することが可能な場所や条件についての厚生労働省による制度見直し後、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用余地について検討



局舎内物販の事例

④ 配達ネットワークを活用した取組

- ▶ 日本郵便が保有する各世帯・各事業所までの配達ネットワークを活用した取組を推進
- 備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送
 - ▶ 郵便局空きスペースを自治体の防災倉庫として活用、災害時に避難所や在宅避難者の自宅等へ配送。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

⑤ 郵便局が保有・取得するデータを活用した取組

- ▶ 配達ネットワークを通じて収集した地域のインフラ情報、世帯・事業所に係る所在情報、転居に係る情報等を活用した取組を推進
- デジタル地図の地域社会における活用
 - ▶ 日本郵便が自社内に構築する「郵便局デジタル地図プラットフォーム」を通じて、自治体に対して、事故頻発地点や道路損傷箇所等の地域の安全とインフラ維持管理に資する情報を提供。
→ 実証事業を通じて自治体が求めるデータ要件や、ユースケースに基づく運用指針等を策定
- 大規模災害等 緊急時の郵便局データの活用
 - ▶ 大規模災害等の緊急時に、日本郵便が保有・取得している各種データから、地域の居住実態等の住民の安否確認など災害対応に資する情報を自治体へ提供。
→ 実証事業を通じて緊急時における情報の提供方法を確立



災害対応

生活支援機能

地方公共団体と郵便局が連携した取組の推進について①



あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを活かした地方活性化を進めるため、その方策について検討するプロジェクトチームを令和4年10月、総務省に設置。

【検討事項】

- (1) 郵便局を活用したマイナンバーカードの普及方策に関すること
- (2) 郵便局が行政サービスの窓口や地域の拠点として果たす役割を活かした地方活性化方策に関すること
- (3) その他、郵便局を活用した地方活性化方策に関すること

【郵便局の強み】

- (1) 全国津々浦々に約24,000の郵便局の窓口拠点がある（拠点）
- (2) 信頼できる社員がいる（人材）
- (3) 郵便局の局舎という物理的な建物が全国津々浦々に設置されている（スペース）
- (4) 日々各世帯事業者に対して郵便物を配達するネットワークがある（面的カバー）
- (5) 郵便事業の通じた各世帯、事業者に関する膨大なビッグデータを保有している（データ）

これらの郵便局の強みを活かした地方活性化方策として、

令和5年3月に「郵便局を活用した地方活性化方策（とりまとめ）」を公表し、

今後、各自治体の先進的事例をまとめた「先進事例パッケージ」を公表（令和6年3月）

先進事例パッケージでは、消防防災分野について、「郵便局と連携した消防団への加入促進」や「災害時における郵便局の局舎・車両の活用」などの先進的な取組を掲載する予定であるため、参考としていただき、郵便局と連携した取組の推進を図っていただきたい。

災害時における郵便局の局舎・車両等の活用

【新潟県見附市の事例】

- 災害発生時に郵便局員が車両・バイク等を活用し、道路の損傷状況などの被害情報を収集し、市町村の災害対策本部等の関係機関に報告。

【神奈川県伊勢原市の事例】

- 災害発生時に郵便局員が車両・バイク等を活用し、医薬品備蓄倉庫から医療救護所へ医薬品を配送

【静岡県伊豆市の事例】

- 災害発生時に、郵便局の屋外駐車スペースにテントを設置し、被災者への速やかな物資提供、情報提供の場として活用。

【高知県高知市の事例】

- 構造的要件を満たす郵便局舎を津波避難ビルに指定するとともに発災時に必要となる簡易トイレ、飲料水、ボート等、避難者向けの物資、資機材も局内に設置。



〈情報収集訓練の様子（見附市）〉



〈津波避難ビルとして指定されている高知東郵便局（高知市）〉

備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送

【神奈川県相模原市の事例】

- 郵便局舎内の空きスペースに市の備蓄物資（段ボールベッド、毛布等）を保管。
- 発災時には、郵便局のネットワークを活用し、近隣の避難所等へ必要な物資を配送。



〈連携イメージ〉

災害に関する情報発信での連携

【岐阜県大野町の事例】

- 郵便ポストに最寄りの指定避難所を記したステッカーを貼付すること等により、地域住民や観光客、外国人などに避難所等を周知

【兵庫県事例】

- 県実施の「兵庫県住宅再建共済制度」について、制度創設時から県内全郵便局（簡易郵便局を除く）の窓口に「加入申込書」を設置するとともに、加入申込書の取次事務も実施。



〈郵便局前のポストのステッカー（大野町）〉



〈郵便局内における配架状況（兵庫県）〉

静岡県磐田市

【年賀はがきを活用した消防団員募集・火災予防の広報】

- 郵便局が実施している「年賀タウンメール」を活用し、消防団員募集を目的とした年賀はがきを令和3年1月1日に約4,000世帯に配布。
- 当該活動に賛同を頂いた市内の協賛企業・団体の出資のもと、年賀はがきを作成し、はがき表面には協賛企業・団体の広告文を掲載した。
- はがき裏面には磐田市消防団応援大使に委嘱しているラグビーチームと女子サッカーチームの選手をデザインに使用し、消防団員募集を呼びかけた。



〈配布した年賀はがき〉

千葉県市原市

【郵便局車両を活用した消防団員募集広報】

- 市原市内の郵便局で運用している全車両（配達用バイク含む）に、市原市オリジナルで作成した消防団員募集ステッカーを貼り付け、団員募集のPRを実施。
- 市内全域を年間を通して配達巡回している郵便配達車両を活用した機動的な広報を行うことについて、郵便局に協力を依頼したところ、「地域貢献・地域創生施策の一環」として無償での掲示が実現（毎年、双方で継続の協議を実施）。



〈ステッカーを掲示した車両〉

宮崎県西都市

【防災会議の開催・災害時の支援物資配送】

- 西都市東米良（ひがしめら）地区では、自主防災組織、消防団、郵便局、市の担当部署及び土木事務所などが一堂に会して、防災会議を開催し、地域防災力の強化を図っている。
- 令和4年台風14号の際には、郵便局員が自主防災組織及び消防団とともに、ライフラインの途絶えた住民の家に支援物資を配送するとともに、住民の安否や道路状況等を確認し、情報共有を実施。



〈東米良（ひがしめら）地区防災会議〉



〈郵便局長と地域づくり協議会〉

避難所など、避難者支援の充実

62

第214回国会における総理大臣発言②

衆議院本会議における答弁（令和6年10月7日）（抜粋）

発災後、速やかに、避難所にトイレ、キッチンカー、ベッド、風呂等を配備し、被災者に安心していただける居住環境を提供することは極めて重要であると考えております。

御指摘いただきましたスフィア基準を十分に踏まえながら避難所の在り方を見直しますとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄に関し、有効な取組を支援する仕組みを構築するなど、避難所の環境改善のための取組を着実に進めてまいります。

衆議院本会議における答弁（令和6年10月7日）（抜粋）

避難所におきましては、温かく栄養のある食事や、プライバシーを守るためのパーティション等を速やかに提供することが重要であると考えており、政府としても発災直後からこれに取り組んでおるところですが、改善が必要な点があれば早急に対応し、避難所の良好な生活環境を確保してまいります。

参議院本会議における答弁（令和6年10月7日）（抜粋）

また、来るべき災害への備えも重要であり、今後、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直してまいりますとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄に関し有効な取組を支援する仕組みを構築するなど、避難所の環境改善のための取組を着実かつ早急に進めてまいります。

63

避難所環境の抜本的な改善 ～国民の安心・安全の実現に向けて～

○ 避難所の良好な生活環境を確保するための資機材の備蓄を新たに支援※。

トイレカー・トイレトレーラー、簡易トイレ、キッチンカー・キッチンコンテナ、炊き出用資機材、パーティション、簡易ベッド、シャワーカー・仮設入浴設備 等

▶ 都道府県・市町村の計画に基づき、行政の備蓄のほか、被災者支援に当たるNPO等も支援可能

※経済対策において、先進的な取り組みへの新たな支援策

快適なトイレ



温かい食事
多様なメニュー



パーティション
簡易ベッド



入浴設備



64

災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫
- 風水害の多様化・激甚化・頻発化



避難者におけるトイレの確保が重要な課題であることから、下記ガイドラインに基づき、**携帯トイレ・備蓄トイレの必要数を確認した上で、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄するよう地方公共団体に依頼**

（令和4年9月30日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡）

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）H28.4(R4.4改定)

- 1 発災直後～3日目は主に携帯トイレ・簡易トイレを使用
- 2 最大想定避難者数に基づく備蓄目標数の考え方
 - (1) 1日あたり必要な便袋の枚数
最大想定避難者数 × 5回
 - (2) 携帯トイレの備蓄目標数
1日あたりの必要な便袋数 × 日数
まずは3日分を目標にすることを推奨



携帯トイレ



簡易トイレ

65

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫
- 風水害の多様化・激甚化・頻発化
- 災害時に避難者の生命・身体を保護するため、毛布等の寝具の備蓄が必要不可欠

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」

(令和4年6月10日中央防災会議幹事会)等では、

避難所避難者1人当たり2枚の毛布が必要となるという前提で必要量を算出



改めて各地域における**最大想定避難者数に基づいた必要量を確認**した上で
備蓄量が十分でない場合には、**不足する量を備蓄**するよう地方公共団体に依頼

(令和4年12月21日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡)

(参考) 防災基本計画 (令和5年5月中央防災会議) 抜粋

第2編第1章第6節7

○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、(中略)
毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

大規模災害時における毛布のプッシュ型支援について

各被災地方公共団体において備蓄している物資で対応することを前提に、それでは不足する場合、**国において被災都道府県からの具体的な要請を待たないで物資を調達**し、被災地に緊急輸送する。
毛布については、消防庁は、**地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給**できるよう調整する。

○ 受援側地方公共団体の毛布の不足量 (最大想定)

	備蓄量		必要量 (C)	不足量 C-(A+B)
	都道府県(A)	市町村(B)		
南海トラフ地震 (受援側16県計)	407,444枚	2,652,672枚	7,470,000枚	4,409,884枚

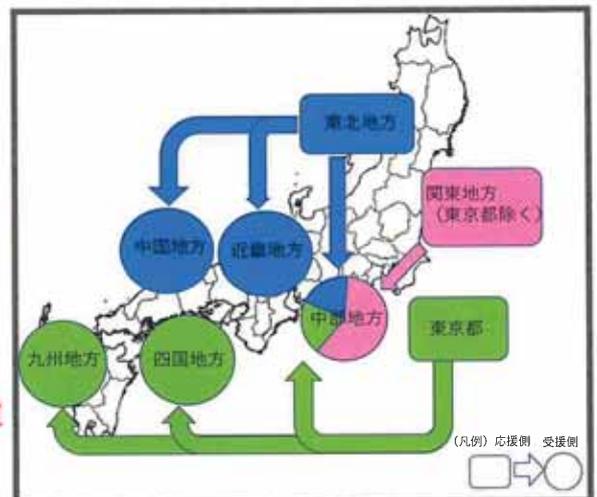
○ 応援側地方公共団体の毛布の備蓄残量 (最大想定)

	備蓄量		必要量 (C)	備蓄残量 (A+B)-C
	都道府県(A)	市町村(B)		
南海トラフ地震 (応援側31都道府県計)	2,014,386枚	7,610,569枚	2,640,700枚	6,984,255枚

※備蓄量は、消防庁「地方防災行政の現況(令和4年)」(R3.4現在)

※必要量は南海トラフ巨大地震の被害想定について(R1.6)より算出(避難所避難者数×2枚)

陸送が困難な北海道と沖縄県を除く**全国の都道府県及び市町村から毛布を確保**し、遅滞なく供給する必要がある。



(凡例) 応援側 受援側



- **応援受援の組み合わせを設定**
- 実効性確保のため、
 - 都道府県内の**供給量、集約場所、集約方法などを都道府県毎に設定**
 - **都道府県及び市町村が連携した訓練の実施**

を依頼

(令和4年12月21日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡)

備蓄計画の記載例（東京都国立市地域防災計画（抜粋））①

国立市は、「国立市地域防災計画」において、以下のとおり備蓄計画を策定している。

第2部 減災計画 第5章 災害対応能力の向上 第4節 備蓄について

○災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断されるとともに交通機能の障害により食料や生活物資等の流通が一時的に停止することが予想されている。

○市民や事業者等は、災害に備えて一定の生活物資等を確保する必要がある。また、市は、避難直後の市民の応急生活を支えるために一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保することが求められている。

【現状と課題】

1 備蓄計画の策定

平成 29（2017）年度に策定した備蓄計画では、多摩直下地震を被害想定とし、避難者 25,703人に対し 1.5 日分の備蓄確保を目標とし、備蓄物資の整備を推進し生命維持に必要な不可欠なものから重点的に整備していくものとして、食料・寝具・トイレの備蓄を最優先に整備していく計画となっている。

令和 4（2022）年 5 月に東京都が発表した新想定によれば、立川断層帯地震が冬・夕方 18 時、風速 8 m/秒の条件下で発生した場合に最も多くの避難者が発生すると予想されている。そのため、新たに立川断層帯地震を想定し、想定される避難者数 24,190 人を本計画の備蓄物資対象者として、令和 4（2022）年度に備蓄品目等を含めた見直しを行った。

2 市の備蓄について

①被災者に対する食料・水・生活必需品等については、都及び市が連携して 3 日分の備蓄（一定数の避難所外避難者分含む）を行うこととなっている。食料や生活必需品の備蓄については、要配慮者等の多様な視点にも配慮した備蓄を整備していく必要がある。

■ 1 人 3 日分の備蓄とは？ 災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されるが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されるまで、最低 3 日間、可能な限り 1 週間を目途に各世帯が確保することが必要とされている。

②乳児用の粉ミルク（哺乳瓶含む）の備蓄は液体ミルク及び粉ミルクを備蓄しているが、保存期限が短いことから、保育園におけるローリングストックも活用していく。

③被害想定に基づく避難者に応じた備蓄数量については、十分な量が確保できていないため、災害時に必要な物資を迅速に調達するため、平常時から物資調達を担当する各部署より協定事業所等との連絡体制及び調達手順を確認し、必要に応じて協定内容の見直しを含め、運用体制の整備を行っていく必要がある。

3 飲料水の確保（備蓄品のペットボトルを除く）について（略）

4 トイレについて（略）

出所：国立市ホームページ ※赤字は消防庁防災課にて着色 68

備蓄計画の記載例（東京都国立市地域防災計画（抜粋））②

【施策の方向】

1 備蓄に関する市、市民、事業所の基本的な考え方

①市は、市民、事業所に対しておおむね 1 人 3 日分の飲料水、食料の確保と必要な生活必需品を確保するよう周知するとともに普及活動を推進する。

②市民は、自ら災害に備えて自己や家族に対しおおむね 1 人 3 日分の飲料水、食料の確保、必要な生活必需品を備えるよう努める。

③事業所（企業・個人商店・学校等）は、その社会的責任に基づき施設利用者や従業員、周辺住民に対し十分な飲料水、食料の確保、必要な備品等を備えるよう努める。

④市は、東京都と連携し、また事業所等との流通備蓄在庫による協定を活用して避難者を対象に飲料水・食料・生活必需品を 3 日間分確保する。4 日目以降から必要となる物資等については、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）に要請し確保する。

2 備蓄計画 主な備蓄品目及び備蓄数量は下表のとおりである。

【国立市の備蓄食料】

品目	対象	算出式	目標数	現在備蓄数(4.4.1時点)
調理不要食	3歳以上74歳以下	20,754人×1食	20,754食	24,596食
アルファ米	3歳以上74歳以下	20,754人×3食	62,262食	75,300食
おかゆ	1～2歳、75歳以上	3,298人×4食	13,192食	13,300食
粉ミルク	0～1歳	293人×27g×5.5回	43,511g	公立保育園 27,200g 市備蓄分 36,288g 計：63,488g
液体ミルク	0～1歳	293人×240ml×2回	140,640ml (586本)	190,080ml (792本)
粉ミルク (アレルギー対応型)	0～1歳	備蓄ミルクの総数量のうち3% (日本小児アレルギー学会「大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案」による。)	2,380g	乳アレルギー対応型 1,566g 乳・卵・小麦・大豆アレルギー対応型 2,040g 計：3,606g
飲料水	全員	24,190人×30×1.5日	108,855ℓ	4,020ℓ

品目	対象	算出式	目標数	現在備蓄数
紙製シート	全員	—	24,190枚	10,073枚
エアーマット	全員	—	24,190枚	13,900枚
マット	要介護3以上	—	375枚	550枚
大人用紙おむつ	要介護3以上	375人×6枚×1.5日	3,375枚	5,340枚
子ども用紙おむつ	0～3歳	627人×6枚×1.5日	5,643枚	11,800枚
生理用品	10歳以上55歳以下の女性のうち1.25%	6,907人×6枚×1.5日	15,315枚	32,632枚
使い捨て哺乳瓶	0～1歳	293人×7.5個	586本	375本
トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	100人につき1本	—	119本	119本
マンホールトイレ	—	—	—	マンホールトイレ数 100人×6日×1.5日×118本＝108,000本
仮設トイレ (ベンチタイプ)	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	市役所と各指定避難所 計11区に1基ずつ	12基	マンホールトイレ数 8,000日×12本＝96,000日
簡易トイレ (ラップポン)	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	—	3基	3基 マンホールトイレ数 50日×3基+4,050日(150日分) 計27基＝1,202日
簡易トイレ (スクアット)	トイレ利用者 (紙おむつ非利用者)	簡易トイレ利用者 23,198人×6日×1.5日 分の数値より、マンホ ールトイレ、仮設トイ レ、ラップポンが使用 できる回数分を削減した 数	2,292個	11,800個
トイレトイレットペーパー	全員	24,190人×(60cm×6 回)×1.5日分	—	1,500巻

出所：国立市ホームページ ※赤字は消防庁防災課にて着色 69

備蓄計画の記載例（東京都国立市地域防災計画（抜粋））③

【避難所対策用品】

品目	対象	算出式	目標数	現在備蓄数
非接触型温度計	指定避難所利用者	1か所につき4個	44個	55個
簡易型避難用テント(2人用)	発熱等で専用居室の確保が必要となる避難者	1か所につき20基	220基	220基
簡易型避難用テント(車いす用)	車いすを利用しており、かつ発熱等で専用居室の確保が必要となる避難者	1か所につき7基	77基	77基
マスク	全員	24,190人×1/2×1日分	12,095枚	25,500枚
ウェットティッシュ(10枚入)	指定避難所利用者	1箇所につき500個	5,500個	5,500個
ゴーグル	避難所運営スタッフ	1箇所につき50個	550個	550個
フェイスシールド	避難所運営スタッフ	1箇所につき50個	550個	550個
長袖ガウン(アイソレーションガウン)	避難所運営スタッフ	1箇所につき50着	550着	550着
防護服	避難所運営スタッフ	1か所につき4着	44着	5,500着
シューズカバー	避難所運営スタッフ	1か所につき250足	2,750足	2,750足
手指消毒用アルコール	指定避難所利用者	1か所につき50	550	4830
プラスチック手袋	避難所運営スタッフ	避難所全体で10,000枚	10,000枚	10,000枚
ペーパータオル	指定避難所利用者	避難所全体で900袋	900袋	900袋
感染症廃棄物用ごみ袋	発熱等のある避難者	避難所全体で3,600枚	3,600枚	3,600枚

【目標値算出に用いた人口割合】

年齢区分	割合(%)	想定避難数(24,190人)に置換
4歳以上～74歳以下	85.03%	20,568人
75歳以上	12.38%	2,995人
0歳	0.57%	138人
1歳	0.64%	155人
2歳	0.61%	148人
3歳	0.77%	186人
10歳以上55歳以下の女性	28.14%	6,807人
要介護3以上(令和3年12月末時点)	1.55%	375人

- 2 飲料水の供給体制の構築（略）
- 3 食料・日用品等の調達（略）
- 4 備蓄スペースの確保（略）
- 5 家庭・事業所、避難所、地域における災害用トイレの整備（略）

【事業計画】

事業名	事業内容	令和5～6年度	令和7～9年度	所管課
市民・事業所等の意識啓発	各家庭、事業所等における飲料水、食料、災害用トイレ等の備蓄について啓発を図る。	市報、市ホームページ、講習会等による意識啓発		●防災安全課 市長室
備蓄計画の推進	備蓄計画に定める目標値に向けた備蓄数を確保する。	備蓄の増加	災害時協力協定の締結及び運用体制の整備	防災安全課
飲料水等の確保	避難所等を対象として避難者向け飲料水を確保する。	応急給水資器材の活用訓練の実施	災害時における応急給水体制の周知	防災安全課
備蓄倉庫・備蓄スペースの確保	備蓄計画に基づき、増加する備蓄の保管スペースを確保する。	備蓄倉庫の新設等の検討・備蓄スペースの確保	災害時協力協定の締結及び運用体制の整備	防災安全課

出所：国立市ホームページ 70

避難所における生活環境の確保に向けた取組事例①

避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集

令和6年3月 内閣府(防災担当)

目次

第1章	はじめに	2
	1-1 避難所における良好な生活環境の確保に関する取組	
	1-2 今般の取組事例集について	
第2章	避難所における生活環境の向上に向けた突撃調査	4
	2-1 調査概要	4
	2-2 調査結果	5
第3章	避難所における生活環境の向上に向けた取組事例	50
	1 体制整備	
	・避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発(愛知県)	52
	・デジタルを活用した避難所運営の推進(宮崎県南城市)	53
	・男女共同参画の視点を踏まえた避難所の体制整備(大府市)	54
	・女性の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの整備(山梨県甲斐市)	55
	2 トイレ環境の整備	
	・避難所のトイレに関する実践マニュアルを策定(徳島県)	57
	・トイレカーの導入と災害時相互派遣協定の締結(兵庫県南あわじ市・愛知県宇治市・長崎県高島市)	58
	3 食事の確保	
	・飲食店組合との専門職による炊き出し体制の確保(熊本県益城町)	60
	・食バ物アレルギーを有する者への食事支援(広島県三原市)	61

避難所における生活環境の確保に向けた取組事例②

第3章 避難所における生活環境の向上に向けた取組事例

4 備床・プライバシーの確保	
・搬送時からの避難所の寝床環境の整備(熊本県益城町)	63
5 住居への周知	
・避難所や在宅避難者等への熱中症予防(愛知県守山市)	65
・避難所でのDV・性被害防止のための啓発(熊本県熊本市)	66
・外国人向けの情報発信(兵庫県大牟田市)	67
6 避難所の量の確保	
・避難所の確保のための登録制度の実施(千葉県千葉市)	69
7 避難所の機能	
・全避難所に避難所機能強化のためのタブレットを配備(東京都文京区)	71
・電気自動車を活用した避難所での電力確保(福岡県福岡市)	72
・コンテナ型移動式ランドリーの活用(兵庫県夙川市)	73
・避難所等のための入居支援マニュアルの作成(熊本県)	74
・避難所への止水板設置(東京都大田区)	75
8 ホテル・旅館等	
・広域避難のためのホテル・旅館等への避難体制の確保(東京都板橋区)	77
9 車中泊避難者への対応	
・災害時における車中泊避難ガイドの作成(愛知県津島市)	79
10 福祉避難所・福祉避難スペース	
・聴覚障害者用情報受信装置の設置(広島県東広島市)	81
・障害のある子どものための指定福祉避難所を整備(兵庫県三田市)	82
・母子を対象とした福祉避難所を整備(千葉県南房総市)	83
11 その他	
・災害時の民間井戸の活用推進(高知県香美市)	85

体制整備

愛媛県

避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発

平成30年7月豪雨では、河川氾濫や土砂崩れが発生し、愛媛県内においても甚大な被害が発生した。一部の地域では中長期的な避難所運営が必要となり、プライバシーの確保や女性職員の配置、要配慮者の特性に応じた対応など、愛媛県の中でも避難所運営に関する様々な課題が報告された。

そこで、愛媛県では、避難所の運営体制の強化や早期避難の重要性の認知向上といった地域防災力の向上を図ることを目的として、4つの市町と地域の協力を得て、地域住民が地域の実情に合った「避難所ごとの運営マニュアル」の策定に取り組み、その過程も含めた成果をYouTubeに公開した。

取組の内容

マニュアルの策定支援に際しては、地域の選定や研修会等の会議資料の作成、運営を含め、全般に愛媛大学と連携(委託)し進めた。

策定支援の地域選定にあたっては、多様な施設が避難所として指定されることを鑑み、中山間地で土砂災害の危険が伴う地域、大規模な地震を想定した避難所、高校と地域の連携づくりを推進する地域など類型化し選定した。

マニュアル策定では、行政・学識者と住民・施設管理者のコアメンバーによる事前会議を行い、地域の災害リスク、備蓄品、防災活動状況等の確認を行った上で、地域住民等を交えてワークショップを開催した。

ワークショップは、地域実情の分析や災害リスクの周知、タイムラインの策定、避難所の利用計画・レイアウトの確認、生活ルールの確認などの意見交換を行い、マニュアルに記載する項目を検討し、その結果を整理し、運営マニュアルに反映した。

運営マニュアルには、避難所ごとの運営マニュアル作成の戦略や具体的な作成の流れ、モデル策定した実際のプロセスを資料・動画に取りまとめ、県内市町に送付し、災害に関する研修会においてモデルとなった市町による事例発表を行うなど、地域住民が主体となるマニュアル作成の促進に向けた取組を行った。



取組の効果

取組によって、令和5年10月1日時点で、県内市町20市町中、15市町が避難所ごとの運営マニュアルの策定を行っている。愛媛県では、未策定の市町も含め、今後も各市町の策定を促進していくと考えている。

東京都江東区定例記者会見（令和6年9月11日）（抜粋）

次に、「補正予算の編成」についてご説明いたします。江東区では、当初予算編成後も、防災力強化や子育て支援の充実など、当初予算における重点的な取り組みをさらに強化するため、補正予算を編成し、迅速に対応してまいりました。日々変化する社会情勢を捉え、今般、さらなる補正予算を編成いたしました。以下、その主な取り組みについて3点、ご説明いたします。

最初に、**災害時の避難所生活者用備蓄食料の拡充**についてです。備蓄食料の安定的な確保は、被災者支援の根幹となるものです。能登半島地震の被災地における道路インフラの断絶といった直近の事例も踏まえると、災害時は物資の輸送に支障が生じることも考えられることから、**現状の1日分の備蓄から2日分の確保に向けて、段階的に拡充**する必要があると判断いたしました。直近では南海トラフ地震臨時情報が発表され、災害に対する区民の関心も高まっていることから、さらなる防災力の強化を図るものでございます。

2点目は、～（略）～。

江東区は、誰もが笑顔で活躍できるまちづくりを進めるため、区民ニーズを的確に捉え、様々な課題に対し、これからも迅速かつ適切に取り組んでまいります。

令和6年度 補正3号(案)の概要

防災力強化や子育て支援の充実など令和6年度当初予算における重点的な取り組みをさらに強化

災害時の避難所生活者用備蓄食料の拡充

食料備蓄量を現状の1日分から2日分へ段階的に拡充

3,568万円

旧中川水辺公園にドッグランを整備

公立のドッグランを城東地域に初整備

2,000万円

区内出身選手のメダル獲得等による特別パネル展の開催など

区ゆかりの選手の活躍を契機としたスポーツ振興の取り組み

124万円

子ども食堂への支援の拡充

一時預かり事業等への利用者負担軽減

389万円

東京都葛飾区の実例

災害用備蓄品として要支援者用テントを導入します

危機管理課

予算額 3.4百万円

令和6年6月28日に国の防災基本計画が修正され、避難所運営において『パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置』や『高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化』という項目が新たに追加されました。災害時要支援者（高齢者、障害者、難病患者など）の方々は、できる限り早い段階で、プライバシーの配慮を含めた避難所環境の改善が必要であることから、区内の主要な避難所に要支援者向けのテントを整備します。



要支援者用テントを177基導入!

全第1順位避難所（区立小中学校※旧学校含む）各2基 合計154基
追加配備用23基 ※画像は参考イメージ

✓ 速やかな設置が可能

予め配備しておくことで、避難所開設の早い段階からの設置ができる

✓ 避難所における生活環境の向上

避難所での生活になったとしても、安心して着替えや授乳などもでき、プライバシーを確保できる

✓ 感染症の予防

物理的に空間を分けることで、せきや発熱のある人の隔離ができる

（参考）既に導入済みのベット



エアーマット 386台



段ボールベット 53台

令和6年9月5日葛飾区定例記者会見で活用

出典：葛飾区ホームページ

74

防災マップの全戸配布やデジタル化に係る取組例

○杉並区

令和6年度杉並区一般会計補正予算

●防災意識の高揚

広報すぎなみ1月1日号の全戸配布と併せて配布する防災マップ等の印刷等に要する経費を計上しました。（1,263万7千円）

（出典：「令和6年度杉並区一般会計補正予算」から抜粋）

○東久留米市

令和6年度東久留米市一般会計補正予算

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
12 委託料	938	4 防災啓発事業（防災防犯課） 委託料 デジタルマップ等アプリデータ作成委託
		938 938 938

（出典：「令和6年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書」から抜粋）

75



防災基本計画（令和5年5月）（抜粋）

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

能登半島地震における井戸水の活用事例（羽咋市HPより）

羽咋市からの防災情報 利用できる井戸水の案内について

羽咋中学校の体育館下駐車場で、井戸水の一般開放を行っています。井戸水ですので、トイレの水しか使用できません。ご注意ください。

井戸水の地図を添付しますので参照ください。

また、お住まいの町で該当があれば口頭でお伝えします。

下記までご連絡ください。
地域整備課上下水道管理係
電話：0767-22-7193



防災井戸（京都市HPより）

地方財政措置

指定避難所における生活環境改善及び感染症対策

対象事業
○【**指定避難所の生活環境改善・感染症対策**】
トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等の整備
○【**避難施設の修繕、設備整備**（非常用発電機、備蓄燃料、浄水機等）】

防災井戸も含まれる

地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置））

○【**生活環境改善・感染症対策**】緊急防災・復旧事業債（令和7年度までの時限措置） 充当率 100%
(交付税算入率 70%)

京都市内の災害時協力井戸マップ



避難行動要支援者名簿の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの
- 令和6年4月1日現在、すべての団体に作成済み

（参考）避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月（令和3年5月改訂） 内閣府（防災担当）

対象者 ○要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成 ○市町村が作成しておかなければならない（義務規定）
※対象者である避難行動要支援者の把握に努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記載内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの
- 令和6年4月1日現在、未策定団体8.2%

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月(令和3年5月改訂) 内閣府(防災担当)

対象者 ○要配慮者(高齢者や障害者など)のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成 ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
 ※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
 ※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
 ※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容 (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画の避難支援等関係者(*)などへの提供

(※) 避難支援等関係者: 消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

住民の適切な避難行動の促進に向けた好事例集

○地域における参加型・体験型の実践的な防災活動、人の行動特性を踏まえた、住民の避難を効果的に促す取り組みや、防災デジタルに関する技術を活用した避難行動を促す取り組みに関する、全国の好事例をとりまとめたものとなっております。

内閣府(防災担当)
作成資料

住民の適切な避難行動の
促進に向けた好事例集

内閣府(防災担当)



←詳細はこちらから

4 災害の伝承と避難の呼びかけ

取組概要

- 村上市小岩内地区では、昭和42年8月の羽越水害を忘れないよう、毎年、地域のお祭りに合わせて防災訓練を行い、災害の記憶を伝承してきた。
- 令和4年8月3日からの大雨では、荒川堤からの防災の備えが活かされ、被害が最小限に抑えられた。

取組のきっかけ

- 羽越水害では、荒川流域で約6,000haの浸水被害、74名の死者・行方不明者が発生し、小岩内地区でも大きな被害を受けた。こうした災害を伝承するための取組を続けてきた。

取組のポイント

- 多くの住民が集まる「地域のお祭り」と合わせて「防災訓練」を行ってきた。また地区の公会堂には、羽越水害当時の写真を展示するなどし、日頃から「災害を忘れないようにする」ことに努めていた。
- (こうした中、令和4年8月3日の大雨では)
- 令和4年8月3日21時30分、村上市はこの地区に対して避難指示を発令。
- 区長、役員、防災士が協議、「空振りでもいいと判断し、地区の役員等が住宅を一つずつ回り、住民に避難を促した。
- 大雨により、指定緊急避難場所へ続く道は土砂崩れで通行できない状況。住民は、いったん公会堂に避難した。
- 区長には、羽越水害時の「大雨による急激な河川の増水」や、「流れてきた石がコンクリートに激しくぶつかる音」といった記憶が残っていた。また、公会堂には、羽越水害当時の写真も展示してあった。
- こうした中で、大雨が降り続く中、このまま公会堂にとどまると危険と判断。高台のより安全な場所に「再避難した。

▼ 公会堂で展示している羽越水害の記録写真

▼ 被害を受けた集落

取組の効果

- 住民が避難を終えた後で、土石流が集落を襲った。公会堂にも大量の土砂や流木等が流れ込んできたが、こうした避難行動が幸いし、この地区では一人の犠牲者も出ることがなかった。



新型コロナウイルス感染症流行の影響で、地方公共団体における防災訓練の実施回数が令和2年度に減少したが、令和3年度以降は回復傾向となっている。

《防災訓練の実施状況》



令和6年度総合防災訓練大綱に基づき、令和6年能登半島地震の対応も踏まえた防災訓練を実施するよう地方公共団体に対し依頼。（令和6年6月28日付 消防庁防災課長通知）

(参考) 令和6年度総合防災訓練大綱について(令和6年6月28日付け通知) <抜粋>

- 1 受援計画等に基づく応援職員の受け入れ
- 2 避難所の環境整備等、物資の調達・輸送
- 3 デジタル等の新技術の活用
- 4 地域の実情に応じた災害時の交通通信等の確保

避難訓練の例

高知県 黒潮町

取組のポイント (アヒールポイント、力を入れた点、取組の重点など)

様式 1-2

【参考】お試し避難訓練の様子

①視覚障がい者
自宅～津波避難タワーへ避難



支援者と避難



避難タワーへ避難

【本人の感想】

- ・思ったより避難に時間(余裕)があった
- ・階段の一段目に足が引っかかる
- ・避難できる身体を保つ 等

【支援者の感想】

- ・屋外に出ることができれば、避難ができる
- ・支援者を増やすことも重要 等

<参考> 訓練実施者
聴覚障がい者
肢体不自由者・・・ 等

②在宅酸素及び人工呼吸器(夜間)
自宅～自宅付近高台～福祉避難所へ避難



医療機器へ電気供給



電気自動車から電気供給



車両避難

【家族の感想】

- ・医療機器の持ちだしの選定が必要
- ・地域の支援が欲しい 等

【支援者の感想】

- ・駐車スペース等の地域のルール作りが必要
- ・電気自動車を活用して電気供給ができる

計画は作成して終わりではない
訓練は地域を巻き込んで実施する (地区防災)

自主防災組織と多様な主体が連携した訓練の例

○自治会自主防災会・臨海企業連絡会（第27回防災まちづくり大賞 消防庁長官賞）和歌山県海南市

●地域住民と企業による「誰ひとり取り残さない持続可能な地域づくり」～東日本大震災から10年、これからの私たちの10年～



地区防災計画作成



応急手当訓練



避難訓練



夜間避難訓練

- 東日本大震災を教訓に、南海トラフ地震に備えるため、自治会自主防災会3団体と地元企業（ENEOS 和歌山石油精製株式会社）が、連絡会を設立。ハードとソフトの両面から活動を実施。
- ハード面では、住民や地元民間施設と協働し、要配慮者のための避難スペース（社務所・農業倉庫・飲食店）やトイレ用水を想定した協力井戸の確保を行っているほか、避難行動要支援者についても車椅子の整備等を行う。
- ソフト面では「わが家の避難マップ」を作成し、全戸へ配布。大学教授や地元企業や学校等と連携し、実践型の津波避難訓練を実施。
- 策定した「地区防災計画」は海南市の地域防災計画にも位置づけられている。

●連携団体：地方公共団体、自主防災組織、自治会（町内会）、学校、事業所等

○避難所開設訓練（令和4年度 埼玉県越谷市）

●地区内の指定避難所において、消防団員と自主防災組織等の連携を目的とした避難所開設訓練を実施



訓練風景（座学）



訓練風景（図上訓練）



訓練風景（図上訓練）



訓練風景（組立訓練）

- モデル地区を選定し、地区内の指定避難所である学校6校において、消防団員と自主防災組織等の連携を目的として、避難所運営に関する専門知識やノウハウのある民間事業者に委託して、実践的な内容の避難所開設訓練を実施。
- 具体的には、訓練会場となる避難所ごとに「避難所開設キット」を作成し、手順書に沿って避難所開設の流れを座学形式で説明の上、段ボールベッドや間仕切り等の組み立てを実際に体験できる内容とした。
- 各避難所の実情に応じた避難所開設訓練を実施したことで、「自助」「共助」に対する意識付けをはじめ、円滑な避難所開設・運営、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図ることができた。

●連携団体：地方公共団体、自主防災組織、自治会（町内会）、学校、事業所、消防団、女性防火クラブ、防災士会、ボランティア

82

共助を高める工夫

令和6年能登半島地震における消防団の主な活動状況

被災地域の消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや火災現場での消火、倒壊家屋からの救助のほか、孤立集落からの住民搬送、行方不明者の捜索、避難所運営の支援などの活動に懸命に従事している。

【珠洲市消防団】

- ・ 倒壊家屋からの救助活動
- ・ 救急隊員と連携した傷病者の搬送支援
- ・ 避難所への避難誘導及び避難所での運営支援
- ・ 火災現場での消火活動
- ・ 孤立集落からの住民搬送
- ・ 避難所を巡回して行方不明者情報を収集
- ・ 看護師と連携した高齢者宅への臨戸訪問
- ・ 夜間の見回り 等

【能登町消防団】

- ・ 火災現場での消火活動
- ・ 被害状況等の情報収集 等

【輪島市消防団】

- ・ 発災直後から住民への避難の呼びかけ
- ・ 倒壊家屋での安否確認
- ・ 消防隊と連携した大規模火災現場での消火活動・救助活動の支援
- ・ 避難所での支援物資の整理・搬送
- ・ 土嚢を活用した道路の補修
- ・ 夜間の見回り 等

【穴水町消防団】

- ・ 避難所の運営支援
- ・ 孤立集落からの傷病者搬送
- ・ 行方不明者の捜索活動 等



【輪島市消防団による消火活動の様子】



【輪島市消防団による亀裂の入った道路補修の様子】



【珠洲市消防団による避難所運営支援の様子】

女性や若年層の入団促進 <女性の入団促進>

■女性の入団促進（徳島県）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

令和4年度に開催された「全国女性消防団員活性化徳島大会」を契機に、女性消防団員の更なる活躍の促進を図り、地域防災力の強化に繋げるため、2022年2月に設立された「徳島ママ防災士の会 Switch」と連携したワークショップ等を実施。

○内容

- 「女性消防団員とママさん防災士等とのワークショップ」
消防・防災分野における女性の役割・働き方などについて、班ごとに意見交換を実施
- 「女性消防団員やママさん防災士等によるトークセッション（成果発表会）」
ワークショップの成果を発表するとともに、コーディネーターを交えた意見交換を実施
- 県HPなどで動画を公開することでワークショップ等の様子を発信

○効果

ワークショップや意見交換を通じて、課題の共有や解決策の検討を行うことで、女性消防団員の更なる活躍促進を図るとともに、令和5年度には女性消防団員が28人増加し、団員確保につなげることができた。



【トークセッションの様子】



【ワークショップの様子】

■女性の目線を生かした消防団運営（神奈川県横浜市旭消防団）

○経緯

女性団員の更なる増加のため、女性の意見を取り入れた環境整備を検討。女性を消防団の幹部（副団長、本部部長）に登用し、事業の立案・計画等に女性団員の意見や要望を取り入れ、活性化を図ることとした。

○内容

女性団員のみを対象とした訓練や、研修会を定期的（原則月1回）に行い、女性が参加しやすい環境を構築。

（活動例）スタンドパイプ取扱訓練、消火器取扱訓練、着衣泳訓練、水難救助訓練等

○効果

取組を開始した当初は女性団員が60名であったが、令和5年度までに2倍以上の130名まで増員させることができたほか、女性団員の入団も全分団に広がり、消防団の活性化につながった。



【スタンドパイプ取扱訓練の様子】



【水難救助訓練の様子】

女性や若年層の入団促進 <若年層の入団促進>

■大学生消防防災サークルの支援（京都府）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

消防団員の担い手不足や高齢化を解消するため、大学生等の若者の団員確保に取り組むとともに、大学卒業後も引き続き居住地等で消防団員として活躍してもらうことを目的に実施。

○内容

平成26年度から大学生消防防災サークルで構成された「京都学生FAST」をスタートさせ、京都府内の大学等の消防防災サークルの立ち上げや活動を支援するとともに、学生同士・学生消防団との交流や意見交換、各種防災訓練等への参加を行っている。現在13大学が「京都学生FAST」に加入しており、合計140名の学生が活動している。

○効果

学生消防団員との交流会や京都府総合防災訓練など、実際に参加できる活動の実施により、学生のモチベーション向上につながった。また、コロナ禍でオンライン活動が続いていたが、令和4年度には数年ぶりに対面での活動報告会を実施したことで、各大学の学生同士の関係構築や、消防防災に対する意識醸成につながった。



【総合防災訓練へ傷病者役で参加】



【放水訓練の体験】

■学園祭での入団促進（和歌山県和歌山市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

地域住民に消防団をより身近に感じてもらうことで、消防団の必要性や活動内容の周知を図り、特に将来の地域防災を担う若年層等の団員確保につながることを目的として、地元国立大学と連携した広報活動を実施。

○内容

- 総勢1,500名以上が参加する和歌山大学の学園祭にて、消防団員が入団促進広報を実施するとともに、子供連れの団員も活動できるよう、キッズスペース（ウォーターシューターのコーナー）を設置。
- また、和歌山駅前にて、学生団体と各地域の消防分団約40名が、モデルチェンジしたスタイリッシュな防火服を着装し、子供用防火服の試着コーナーの設置やマスコットキャラクターの活用など効果的な入団広報を行った。

○効果

- 学園祭でのキッズスペースの設置により、子供連れの団員は活動に専念することができた。
- 一新した防火服は、市民の注目度も非常に高く、消防団員のイメージアップと団員の士気高揚を図ることができ、防火服を活用した効果的な取組として奉功事例となった。
- 本事業を通して学生や学生団体と連携できたことで、今後も大学と連携した事業を実施していく関係を確立することができた。



【学園祭に親子で参加した広報活動の様子】



【駅前での広報活動の様子】

機能別団員・分団制度の活用

市町村名	名称	活動内容
北海道七飯町	七飯消防団機能別分団	特殊災害発生時に、機能別団員が所有する特殊車両（スノーモービルや除雪車など）を活用し、倒壊家屋、土砂崩れにおける生存者の人命救助等を行う。
宮城県気仙沼市	バイク隊	消防活動二輪車を活用し、災害情報の収集や四輪車が通行できない場所への資材の運搬等を実施。
茨城県鉾田市	女性分団	女性分団が救命講習普及活動、火災予防啓発活動を実施。
群馬県太田市	包括連携協定締結企業職員の団員	包括連携協定を締結した企業の機能別団員が、地域に精通する職務の特徴を生かして被災状況確認などの情報収集を実施。
新潟県糸魚川市	ドローン隊	ドローンを活用し、火災、災害及び捜索事案で消防本部から出動要請のあった際に出動。
福井県敦賀市	機能別班（看護学生）	看護学生で構成された機能別班が、市内各地の地区、学校等で救急講習会を実施。
福井県永平寺町	まちの減災ナース	大規模災害の発生時、応急救護所及び指定避難所等において、応急手当や健康管理等を実施。
山梨県富士吉田市	富士山隊	富士山噴火時等における登山者や観光客の避難誘導に係る活動を実施。
愛知県豊田市	災害支援機能別団員	屋間の災害時及び大規模災害時において、基本団員の支援を実施。
三重県津市	津市消防団事業所機能別消防団員	事業所近隣（半径300m内）で救急要請事案、火災、災害等が発生した場合に、消防本部が事業所経由で指令を出し、事業所の機能別消防団員が応急手当や避難誘導等の支援活動を実施。
岡山県美作市	学生消防隊	平常時は火災予防啓発活動、災害時は避難所運営補助等を実施。
山口県宇部市	消防防災サポーター（学生防災サポーター）	平常時は救命講習や防災訓練への参加、大規模災害発生時には避難所運営補助等を実施。
愛媛県松山市	アイランド・ファイヤー・レディース（通称：IFL）	本土でサラリーマンとして働く消防団員が増加したことにより、島しょ部で日中に発生する災害に対応するため、所属分団が出場する災害に臨場し、消火活動や傷病者への応急手当を実施。
愛媛県松山市	事業所消防団員	日中に発生する災害に対応するため、事業所の就業時間内に限り、所属分団が出場する災害に臨場し、消火活動等の災害対応を実施。
愛媛県東温市	チェーンソー団員	土砂災害等での流木等撤去及び林野火災、その他チェーンソーが必要な災害出動等を行う。
鹿児島県霧島市	消防団無線通信班	携帯電話や消防警察無線の不感地帯において無線を活用し、情報連絡体制の強化を図る。
沖縄県うるま市	災害救助犬隊	災害発生時、救助犬を活用して要救助者の捜索活動を実施。また、セラピー犬として被災者のメンタルヘルスケアも実施。
沖縄県うるま市	手話通訳隊	聴覚障害者が被災した場合のコミュニケーション支援や、消防職団員を対象とした手話訓練を実施。

企業・大学等との連携（企業との連携）

■事業所機能別団員の導入（三重県津市）※「機能別団員・分団制度の活用」から再掲

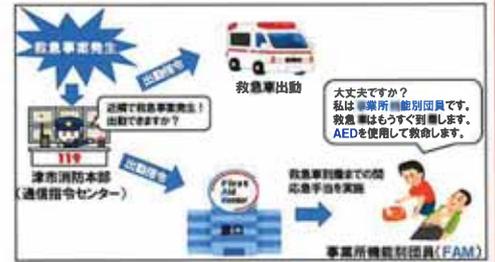
構成主体：津中央郵便局の内勤職員14名（令和5年11月1日時点）

○経緯

- 三重県津市が令和5年11月から、「事業所機能別団員」制度を導入し、企業や団体に働く人にまとめて消防団員になってもらう取り組みを開始。
- 消防団員における被用者の割合が増加し、日中不在となる団員も多いことから、「すき間」をカバーすることを狙いとし、第1弾では、津中央郵便局の内勤職員14名が入団。令和8年度末までに、10事業所で約100人の増員を見込む。

○活動内容

- 事業所近隣（半径300m内）で発生した救急要請事案につき、救急車がすぐ到着できない場合には、消防本部が事業所経由で指令を出し、事業所の機能別消防団員がAEDを活用して応急手当を実施。
- 事業所近隣（半径300m内）で発生した火災において、避難誘導等の後方支援活動を実施。
- 大規模災害の発生時において、避難誘導、応急救護支援活動を実施。



【応急救護活動のイメージ】

■地元企業との包括協定に基づく機能別団員（群馬県太田市）※「機能別団員・分団制度の活用」から再掲

構成主体：群馬銀行5名、桐生信用金庫16名（令和5年4月1日時点）

○経緯

- 消防団員数が減少する中、能力や事情に応じて特定の活動のみに従事する消防団員を確保することにより、消防団の任務を的確に遂行し、消防責任を十分に果たすことを目的として、機能別消防団員制度を創設。
- 大規模災害発生時、地域に精通する職務の特徴を活かした情報収集を行うことが可能な消防団員が必要となることから、太田市と群馬銀行及び桐生信用金庫が締結した包括連携協定に基づき、従業員が機能別団員として太田市民の安全・安心のため、地域支援に貢献している。

○活動内容

- 包括協定に基づく機能別消防団員(群馬銀行、桐生信用金庫)が情報収集活動を実施。
- 活動は就業時間内とし、大規模災害発生時、地域に精通する職務の特徴を活かし被災状況の確認などの情報収集を行い、任命されたリーダーが情報を集約して団指揮本部又は事務局に電話連絡をする。
- 緊急を要する場合には119番通報を行い、電話がつかない場合には、最寄りの消防署・消防団詰所に駆け付け報告する。



【太田市消防団機能別消防団員発足式】

88

企業・大学等との連携（大学との連携）

■大学と連携した入団促進（神奈川県川崎市）

○経緯

若年層の入団促進に向け、入団手続きが容易なオンライン申請フォームを整備し、若年層が利用する媒体を活用した広報活動を実施するとともに、令和4年度からの新たな取組として、大学の講義等の合間に入団募集説明会等の実施を大学に働きかけた。

○内容

- 大学事務局の協力を得て、管轄する消防署及び消防局が連携し、大学の学園祭で消防団広報ブースを出展し、消防団の説明や入団募集の案内を行うとともに、学生の入団促進に資する取組の参考とするため、消防団に関するアンケート調査を実施した。
- なお、大学の講義等の合間に入団説明会を実施すべく、現在大学と調整中。



【学園祭でのブース出展の様子】

○効果

上記で実施したアンケートの結果、約85%もの学生が消防団の存在を知っているものの、活動内容については約16%、学生団員の存在については約9%しか知られていない状況が判明した。この結果を踏まえ、令和5年度においても同様の取組を実施したところ、令和5年度における学生団員数が、実施前(令和3年度)と比較して約2.5倍と増加傾向となっている。

■学生消防団サポーター（愛知県稲沢市）

○経緯

消防団に対する理解・関心を深めてもらい、将来の消防団を担う若い人材を確保するため、消防団員の広報活動と大規模災害時における情報収集等の消防団員の支援を目的とした「消防団サポーター制度」を導入した。

○内容

- 団員が広報活動時に使用する法被をデザインした市内大学の学生に「消防団サポーター」になってもらい、消防団員が当該サポーターと協力して、商業施設や駅構内などでの普及啓発活動を実施。
- サポーターとなった大学内において、入団促進のためのポスターの掲示や広報活動を実施。
- なお、市内の郵便局にも「消防団サポーター」になってもらい、局内で入団促進のためのポスターやリーフレットといった消防団入団促進物品を設置。



【駅構内での広報活動の様子】

○効果

サポーターとして登録した大学の学生が実際に入団(令和4年度3名、令和5年度2名)した。



【救助活動訓練の様子】

89

消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくり

■永年勤続消防団員家族感謝状（愛知県岡崎市）

○経緯

愛知県が実施する「愛知県非常勤消防団員の配偶者等に対する感謝状」（消防団員の家族として、20年以上にわたり協力を続けた者へ授与）の取組を参考に、年数要件を緩和した市独自の感謝状制度を創設。より多くの団員の家族への感謝の気持ちを示している。

○内容

消防団の使命の重要性をよく理解し、永きにわたり協力いただいた消防団員の家族への感謝の気持ちを示すものとして、10年以上消防団員として従事していただいた方のご家族に対して、表彰状と記念品を授与する。

○効果

消防団員の家族に対する理解を更に深めるとともに、消防団員のモチベーションにつながっている。



【感謝状・記念品】

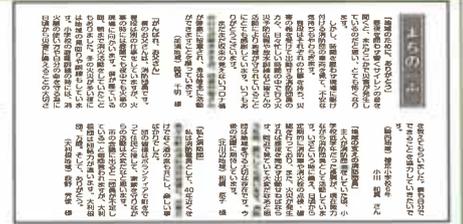
■広報誌における掲載（埼玉県加須市）

○内容

- 地域住民から消防団に対する感謝の気持ちを伝えるとともに、消防団のPRや新入団員の確保につながるため、地域の方から寄稿いただいた消防団への感謝を「まちの一声」と題して広報誌「消防団だより」に掲載。
- 広報誌「消防団だより」は平成22年から消防団で編集・発行しており、本部団員及び各分団の副分団長を編集委員として任命している。

○効果

各自治会を通じて全世帯に配布しており、消防団のPRや団員のモチベーションアップにつながっている【消防団広報誌の「まちの一声」】



■出初式（兵庫県西宮市）

○内容

- 伝統的な地元の祭事（とんど焼き）と併せて実施する出初式の中で、自治会長や来賓挨拶において消防団員に対する謝辞を伝えたり、永年にわたり活躍いただいている消防団員に対する表彰を実施したりと、地元を守り続けている消防団員へ感謝の気持ちを伝える場を設けている。
- また、祭事に参加した地域住民に消防団車両を紹介することで、消防団活動を紹介する場もなっている。

○効果

地域住民に消防団の存在意義を感じてもらえると同時に、消防団員の士気高揚につながっている。



【祭事の際に協で消防団員が放水体制を整えている様子】



【自治会長が消防団員に謝辞を伝える様子】

消防団活動におけるデジタル技術の活用

■消防団アプリの導入（静岡県袋井市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

- 災害発生時における被災状況の迅速な情報共有、団員の事務負担軽減を目的として、出動指令から出動状況の把握、現場情報の共有、事後処理まで消防団活動におけるあらゆるプロセスを一元管理できるアプリを導入。

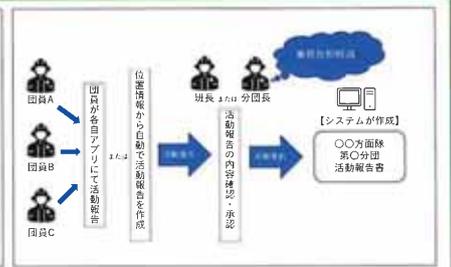
※ スマートフォンのみならず、PCでも利用可能

【主な機能】

- ・ 出動指令の通知、活動時間の管理
- ・ 団員の参集状況や位置情報、周辺水利のマップ表示
- ・ 活動報告書の自動作成
- ・ 映像など被災状況の共有 等



【アプリのイメージ】



【システム導入のイメージ】

- システムの導入により、災害発生時には、災害発生場所への経路を確認できるとともに、延焼・浸水区域などの現場状況、水利情報、GPS機能等による出動団員の位置などを共有することで、現場での指示や判断がこれまで以上に正確かつ迅速に行われるだけでなく、活動内容をシステムで一元管理し、活動報告書が自動作成されることで、各種手続を簡略化することができるほか、平時においても、訓練や防火指導など各種イベントのスケジュールや車両・資機材の管理、報酬等や税額の自動計算などを行うことで、団員の事務負担の軽減を図った。

■SNS機能の活用（長野県上田市）

※デジタル田園都市国家構想交付金を活用

- 出動報告書作成などの作業負担、災害発生時における被災状況の迅速な情報共有、水利情報の正確な把握などの消防団活動に関する課題を解決するため、普段から団員が使用するスマートフォン上のSNSアプリ「LINE」を活用できるシステムを導入することにより、災害対応などの消防団活動の効率化・円滑化を図るもの。

【主な機能】

- ・ 出動指令の通知、活動時間の管理
- ・ 災害現場と周辺水利のマップ表示
- ・ 活動報告書の作成
- ・ 被災状況の共有 等

- システムの導入により、災害発生場所や出動可能団員などの迅速な把握・情報共有や、報告書作成などの事務作業の負担軽減を図るとともに、団員が使い慣れたSNSの機能活用による対応の効率化を実現。



【システム導入のイメージ】

上記のほか、市町村の火災情報と連動した火災に特化したアプリ等も市町村等において導入・活用されている。

消防団員等による防災教育①

■コミュニティスクールとの連携（熊本県荒尾市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

消防団員の増加や自主防災組織等の活性化を図るとともに、未来の地域防災リーダーを育成し、地域一体となって地域防災力の向上を図るため、消防団や防災士がコミュニティスクールと連携し、防災啓発活動や防災授業等を実施。

○内容

- コミュニティスクールにおける防災啓発活動や防災訓練、防災授業に、消防団や自主防災組織等が参加。
- 防災授業において、消防団員が消防団の概要、防災の基本的な知識、消火器の使い方の説明、操法の披露などを実施。



【煙体験の様子】

○効果

消防団員による指導や説明を行ったことにより、将来消防団員になりたいという児童も現れるなど、消防団員との距離感が縮まった。また、小中学校において消防団や防災士が防災活動を行ったことで、地域内で連携して防災活動を行う体制が構築された。

■学生向けの体験学習（富山県高岡市）

小学生向け（体験学習）

- 児童が消火訓練などの体験学習を通じて防火防災に関する知識の習得に努め、消防に対する理解と将来における「生き抜く力」を養うために開始。
- 授業参観時に6年生が下級生に対し各体験コーナーのポイント等を分かりやすく説明するなど、消防団等と協力して実施し、児童の防火防災の知識習得及び理解を促進するとともに、児童を通じ親世代にも啓発を行うという点において効果を発揮している。

中学生向け（就業体験）

- 防火防災意識の向上と消防団の認知度向上を図り、将来的な消防団員の確保につなげることを目的として、県教育委員会が実施している就業体験を活用し、令和4年から実施。
- 地元の消防団器具置場や消防団車両を見学し、消防団員から消防団の役割や日ごろの消防団活動の内容等を聞く取組などを実施し、生徒の消防団に対する認知度向上や活動への理解が深まるとともに、自宅で体験を話すことで親世代への理解促進につながった。

高校生向け（救命講習）

- 従前から市内の高校で救命講習会を実施しており、救急隊員を派遣していたが、負担が大きかったため、救急救命員が協働して応急手当の普及啓発活動を実施。救急隊員の負担軽減、市内の応急手当の普及・救命率の向上、消防団の認知度の向上に寄与した。



【小学校における寸劇の様子】



【中学生の就業体験の様子】

92

消防団員等による防災教育②

■外国人に対する救急講習（北海道仁木町）

- 事業所や学校からの要望を受け、外国人農業実習生や中学生に対し、消防職員と消防団員が協力して、救急講習を実施。
- 以前は消防職員のみで実施していたが、自ら希望して応急手当普及員の資格を取得した女性団員も救急講習に参加するようになった。
- 消防団員が応急手当普及員の資格を取得するに当たっての費用は町が負担。



【外国人農業実習生への救急講習の様子】

■外国人に対する消防訓練（愛知県豊橋市）

- 市人口の5%を占める外国人市民が安心して暮らせるよう、以下の外国人向け消防訓練を実施。

- ①学校版（外国人学校に通う小・中・高校生を対象）
学校教育のカリキュラムのひとつとして、防火に関する授業の導入。
- ②企業版（技能実習生を含む外国人労働者を対象）
事業所や普段の生活における火災発生の主な要因や災害現場に遭遇した時の初期対応について指導。
- ③市民版（外国人市民集住地区の居住者及び地元自治会を対象）
自主防災組織等と連携し、外国人市民が中心となって、初期消火、119番通報、避難誘導の一連の流れを体験する訓練を実施。訓練後には、3者間同時通訳での119番通報訓練、煙体験などを実施。



【市民版 初期消火訓練の様子】

■外国人防災リーダー育成研修（京都府八幡市）

- 外国人人材を積極的に雇用する企業の発案により、産官連携した以下の防災研修を通じて、ベトナム人従業員を「外国人防災リーダー」として育成。

（連携団体）株式会社鶴見製作所京都工場、JICA関西、京都防災士works、京都府国際センター、八幡市

- （研修内容）
- ①災害時の多言語での情報取得方法、市内で起こりうる災害などの説明
 - ②防災士の指導の下、災害時「タイムライン」作成
 - ③作成した「タイムライン」に基づく避難訓練、自主防災組織との合同防災訓練の実施



【避難訓練の様子】

【避難所施設開設の様子】

93



Q.消防団ってなに?

どこの街にもあるの?

A: 全国の市町村にあります!

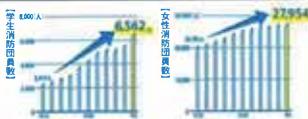
消防団は、その地域の安心と安全を守るという大切な役割を担っています。消防団員は、消防士とは違い、特別勤の地方公務員(非専勤)です。普段は様々な仕事をしながら、地域を守るための活動をしています。

地域密着! 豊富な動員力! 素早い対応!

Q.どんな人がなれるの?

A: 地域に住む、または18歳以上の方が対象です!

消防団には、会社員、自営業、公務員など、様々な職種の方がいます。最近では、学生や女性の方も増えています。普段忙しい方でも、無理のない範囲でそれぞれのライフスタイルに合わせた活動ができます。また、大規模な災害のときには活動するなど、特定の役割・活動を行う機能別員制度もあります。



人と街を守るチームの一員になろう。

消防団員募集中

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



Q.どんな活動をしているの?

A: 日頃から地域を守るための活動をしています!

普段は、消火訓練や応急手当訓練など、いざというときに備えて訓練をしています。また、地域の方への応急手当・防火指導など、地域に密着した活動をしています。

火災のときは、消防士と協力して消火活動をしたり、地震や台風などのときは、地域の方の避難誘導や救助活動をしたり、様々な災害現場で活躍しています。

平常時の活動例		災害時の活動例	
消火・防災訓練	応急手当訓練	防火指導	消火活動支援
避難誘導			

Q.活動はボランティアなの?

A: 違います! 報酬があります!

年ごとに支給される報酬や災害活動・訓練に出勤した際の報酬などがあります。選ばれるときには、活動期間に応じて「選出報酬金」が支給されます。方が一、消防団活動中にケガをした場合は、「公務災害補償制度」によって補償されます。

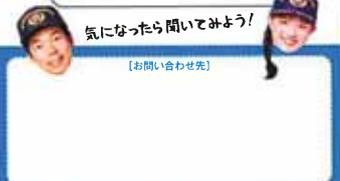
Q.入団のメリットはあるの?

A: 色々あります!

- 防災知識や技術が身につくことで、身近な人を守ることが出来ます!
- 幅広い世代・職種の方とのつながりが出来ます!
- 学生の方には、就活活動に使える「学生消防団活動歴証明書」があります!
- 企業にとっては、消防団活動への能力がCSR(企業の社会的責任)活動につながります!

Q.どうやって入団するの?

- 1 「消防団オフィシャルウェブサイト」からお近くの消防団を探す!
- 2 サイトに掲載されている連絡先から消防団担当窓口にお問い合わせ!
- 3 案内に従い、入団手続きが完了すれば、あなたも「消防団員」に!



消防団や入団に関する詳しい情報は「消防団オフィシャルウェブサイト」をご覧ください。

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

「地域を守る、信頼の企業」として消防団へのご協力をお願いします!!

消防団への協力が企業のメリットに

企業の方も応援できる制度があります!

消防団協力事業所表示制度

消防団活動への協力が企業の社会貢献として広く認められる制度です。「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社HPや名刺などで広く公表することができます。



- 事業所の協力の協力例
- ✓ 従業員が相当数入団
 - ✓ 従業員の消防団活動について、就業規則等で積極的に配慮
 - ✓ 災害時等に事業所の施設や資機材を提供 など

【消防団協力事業所表示証】
(左側: シルバーマーク(市町村発行))
(右側: ゴールドマーク(消防庁発行))

制度の詳細についてはこちら

従業員が消防団に入れば
防災に関する知識やスキルが身につき、
自社の従業員や施設を守ることができます!

幅広い世代・職種など、地域の方々との
多様なつながりができます!

ビジネスチャンスにつながる!?

消防団協力事業所になれば、
各自治体の様々な優遇措置を受けられます!

表彰制度もあり、
地域への貢献がCSR活動につながり、
自社のイメージアップになります!

自治体の消防団協力事業所に対する主な支援策

入札参加資格の優遇	自治体の公共事業に係る入札(入札参加資格方式・総合評価落札方式)において、審査に有利な加点が与えられます。
税の減免	法人は法人事業税、個人事業主は個人事業税の減免を受けられます。
交付金等の支給	団員である従業員数や従業員の勤続年数等に応じて、事業所に対し、交付金等が支給されます。
物品の貸与や提供	防災ラジオや消火器などの防災関連物品等を無償貸与や提供を受けることができます。
表彰制度	消防団協力事業所として認定された事業所に対する表彰があります。

※ 都道府県や市町村によって支援策の内容が異なります。

消防庁の主な支援策

消防団の力向上モデル事業	企業等と連携した入団促進など、地方公共団体の様々な取組を全額国費(事業費上限500万円)で支援。
表彰制度	【消防団等地域活動表彰】 消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員を雇用しているなどの事業所等に対して、消防庁長官が表彰。 【防災まちづくり大賞】 地域に根差した団体・企業などの防災に関する取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞等)

特定の活動だけでも参加できるのはご存じですか?

誰でも、いろいろなカタチで活躍できるのが、機能別団員・分団です。それぞれの能力やスキルを活かしながら、自分ができる範囲で特定の消防団活動に参加ができます。

機能別団員

仕事や家庭の都合等で全ての活動に参加できない方には、こんな活動も...

- 重機等を活用した救助活動
- 被災者支援や、避難所運営支援
- 応急手当の指導や、防火手当などの啓発活動
- 消防防災等に関する広報活動

機能別分団

災害時や特定の活動のみ参加できる場合は、こんなチームも...

- 大規模災害のみ活動する分団
救助・搬送活動など
- バイク隊
震災対応・救護活動など
- ドローン隊
情報収集など
- 重機・資機材に精通する分団
消防団活動の正統の継承

自主防災組織等の活性化

■防災教育に関する取組（広島県広島市）

○ 落合学区自主防災会連合会

「甚大な災害を経験した地域が、災害経験を糧に新たに取り組み始めた自主防災組織の活動内容」
 （連携団体：自主防災組織、消防団、学校、企業等）

- 地元小学生に対し「キッズ防災士」を養成する事業が、近隣小学校や公民館の社会教育講座へと広がる。
- 小学生の「防災士」資格取得や保護者の参加により、多様な世代が自主防災組織の活動に関わる。
- 地元企業や大学と連携し、近隣一時避難所の開拓や地域独自の「安否確認システム」を導入。



【落合小学校防災教育(防災工作)】

■多様な団体と連携した取組（愛媛県松山市）

○ 愛媛県松山市

「女性消防団員・女性防災士とつくる「まつやま子育て防災ブック」」

（連携団体：地方公共団体、自主防災組織、医療機関、消防団、NPO等）

- 女性消防団員・女性防災士の協力を得て、多様な団体と連携して、子育て世代向けの冊子を作成。

- ① 市内病院の医師を講師に迎え、小児科医の専門的な知見や被災地支援から得た経験などについて講演
- ② 子育て支援活動を行うNPO法人に子育て世代の防災意識調査を依頼し、調査結果を冊子づくりに活用
- ③ 様々な世代の視点を取り入れるため、大学生防災士で組織するNPOに研修のファシリテーターを依頼
- ④ 女性消防団員や女性防災士の方々の交流を深められるよう、グループワーク形式で実施



【「まつやま子育て防災ブック」作成グループワークの様子】

■避難訓練等の取組（熊本県人吉市）

○ 熊本県人吉市

「自主防災組織の復興支援事業」

（連携団体：地方公共団体、自主防災組織、消防団、学校、民生委員等）

- 行政主体の避難所運営が困難な場合や集落が孤立した場合でも、地域住民や自主防災組織等が主体となった避難所運営が可能となるよう、自主防災組織、消防団・消防本部、防災サポーターなど関係機関が連携した避難所運営訓練等を実施。



【避難所運営訓練の様子】

自主防災組織と多様な主体が連携している事例

○女性消防団員・女性防災士とつくる「まつやま子育て防災ブック」（令和2年度 愛媛県松山市）

- 子育て世代が学べる防災啓発物を作成し、家にいながら学べる環境作りを行う



「まつやま子育て防災ブック」



病院の医師の講演



「まつやま子育て防災ブック」作成グループワーク



○女性消防団、女性防災士の協力を得て、子育て世代に向けた「まつやま子育て防災ブック」を作成。作成にあたっては、病院の医師を講師に迎え、小児科医の専門的な知見や被災地支援から得た経験などについての講演を実施。

○NPO法人「子育てネットワークえひめ」に子育て世代の防災意識調査を依頼し、その結果を冊子づくりに活用。

○大学生防災士で組織するNPO「防災リーダークラブ」に研修のファシリテーターを依頼し、様々な世代の視点を取り入れた冊子づくりを実施。作成には女性消防団員、女性防災士の方々の知識や交流を深められるよう、グループワーク形式で実施。

○作成した「まつやま子育て防災ブック」は市ホームページで公開。

●連携団体：地方公共団体、自主防災組織、医療機関、消防団、NPO

○早稲田学区自主防災連絡協議会（第28回防災まちづくり大賞 日本防火・防災協会長賞）広島市

- “日常に+（プラス）防災を”「わせだ防災プラン」による地域全体での防災まちづくり

「日常に+（プラス）防災を」
わせだ防災プラン

地区防災計画実行のためのガイド



防災学習（中学校）



BOSAIカフェ



プラットフォーム意見交換

○平成30年7月の災害で判明した地域課題解決を中心に防災力を向上させるため地区防災計画を作成。当該計画を地域で実施していくために具体的な活動内容などをまとめたガイド「わせだ防災プラン」も作成している。

○住民参加型ワークショップ「BOSAIカフェ」等の実施により、地域の防災意識啓発に取り組むだけでなく、住民からアイデアを吸い上げ、防災活動に反映させている。

○地元中学校のコミュニティスクールでは、学校と地域が協同で防災学習を実施。

○地域防災に関わる警察・消防・医療・教育・企業・NPOなどの関係者が、防災をテーマとした新たなコミュニティ・ネットワーク「早稲田学区地域防災プラットフォーム」を設置。3カ月に1回程度の開催頻度で地域の防災体制などに関する意見交換等を実施。

●連携団体：地方公共団体、自主防災組織、学校、NPO、医師会、消防団、事業所等

その他

住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議（令和6年度第1回）

目的

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の対応として、大規模地震時の電気火災の低減を図るため、感震ブレーカーの普及推進に向けた検討を行うことを目的とする。

主な検討事項

- (1) 感震ブレーカーの普及推進体制の構築について
- (2) 感震ブレーカーの普及推進に関するモデル計画について

構成員

<有識者>

重川 希志依 常葉大学 名誉教授
松山 賢 東京理科大学創域理工学研究科 教授

<関係団体>

秋本 敏文 公益財団法人日本消防協会
会長兼一般財団法人日本防火・防災協会 会長
山口 英樹 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 理事長
伊藤 龍典 一般社団法人日本火災報知機工業会 会長
二瓶 浩一 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 常務理事
伊豆原 孝 一般社団法人日本損害保険協会 常務理事
塩見 紀昭 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 会長
高橋 良典 ガス警報器工業会 会長
楠田 幹人 国土交通省 住宅局長
鈴木 政子 静岡県女性防火クラブ連絡協議会 会長



田辺 康彦 消防庁 次長
吉田 義実 全国消防長会 会長（東京消防庁消防総監）
市橋 保彦 日本消防検定協会 理事長
高橋 謙司 内閣府 政策統括官（防災担当）
殿木 文明 経済産業省 大臣官房審議官
（産業保安・安全担当）
阿部 達也 一般社団法人日本配線システム工業会
専務理事
武部 俊郎 電気保安協会全国連絡会 会長

<オブザーバー>

送配電網協議会、全国知事会、全国市長会、全国町村会

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書【概要】

- 令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施
 火災概要:焼失面積約4万9千㎡、約240棟焼損、出火から14時間後に鎮圧
 火災原因:地震の影響により電気起因した火災が発生した可能性は考えられるが、具体的な発火源、着火物等の特定に至らなかった。
- 本火災を踏まえ、今後取り組むべき消防防災対策のあり方を検討するため、消防庁及び国土交通省を事務局とした検討会を開催



※ 撮影:三重県防災航空隊

明らかになった課題

- 1 条件不利地域である半島部での大規模火災
 - 道路の寸断により陸路での早期応援が困難
- 2 地震・津波発生時における沿岸部での大規模火災
 - 住民・消防職団員が避難を要することによる火災発見・通報、初期消火の遅れ
 - 地震による車両、消防団拠点施設(詰所)等消防施設の被災や管内での災害同時発生による消防力の低下
 - 断水、地盤の隆起及び津波により消火栓や自然水利の確保が困難
 - 津波警報下での津波浸水想定区域における消防活動
- 3 古い木造建物密集地域での大規模火災
 - 道路が狭陰であり、火災が発生すると延焼拡大しやすい
 - 倒壊した建物等が通行障害の原因となるとともに、道路を越えた延焼媒体となった可能性

今後の対応策

- 1 地元消防本部等の体制強化
 - 震災時の木造密集地域での活動及び津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等
 - 津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等
 - 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策(空中消火、延焼危険がある倒壊建物等の除去)
 - 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進
 - 消防署・消防団拠点施設(詰所)等消防施設の耐震化・機能維持
 - 消防水利の確保(耐震性貯水槽の設置促進、無限水利を活用した遠距離送水)
 - 消火活動の省力化、無人化の促進(無人走行放水ロボット、水幕ノズル、消火用ドローン等の整備)
 - 消防団の充実など地域防災力の強化
- 2 応援部隊の体制強化
 - 悪条件下での進出・活動を可能にするための、車両の小型化、資機材の軽量化
 - 空路・海路での応援部隊及び車両・資機材の投入、関係機関との連携強化
- 3 地震火災対策の推進
 - 地域における火災予防の推進(家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付き火気設備、住宅用火災警報器、防災訓練等)
 - 大規模地震時の電気火災対策(感震ブレーカー等の普及推進)
- 4 まちづくり
 - 都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善及び住民等の地域防災力の向上に資するソフト対策の引き続きの推進
 - 老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化の促進



火災の早期覚知等のためのドローン



海水利用型消防水利システム(スーパーポンプ)



消防団用軽便型水タンク

全国消防本部への調査結果

- 1 地震・津波災害時における消防活動計画の策定状況
 - ①地震時の木造密集地域の火災防ぎよ (39%)
 - ②津波警報下における消防活動(31%)
 - ③①及び②の双方(20%)
 - ④無限水利を活用した遠距離送水(4%)
 - 2 気象台との関係構築
 - 津波災害時の情報共有・連携体制等(2%)
 - 3 火災予防対策
 - 地震火災の予防のための普及啓発(23%)
- (※カッコ内は取り組んでいる本部の割合。ただし、1①~③は、該当地域(木造密集地域、沿岸部)が存在する本部のうち計画策定済の本部の割合)

輪島市大規模火災を踏まえた国の計画・通知等(感震ブレーカー関係)

防災基本計画(抜粋)

防災基本計画(令和6年6月28日 修正)
 【第3編 第1章 第3節 国民の防災活動の促進 2 (2)防災関連設備等の普及】
 国【消防庁】及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。

国土強靱化年次計画2024(抜粋)

国土強靱化年次計画2024(令和6年7月28日 閣議決定)
 【第2章 1-2地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生】
 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を図る。また、電気起因する火災の発生抑制のため感震ブレーカー等の普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組を行う。

地方からの提言・要望(抜粋)

全国知事会 令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(令和6年8月2日)
 住宅の耐震化等については、(中略)家具固定や感震ブレーカー設置などの減災化(中略)観点も踏まえた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。
 全国市長会議決定重点提言(令和6年6月12日)
 大規模地震発生時における火災の発生を抑制、住宅火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講ずること。

消防庁次長通知(抜粋)

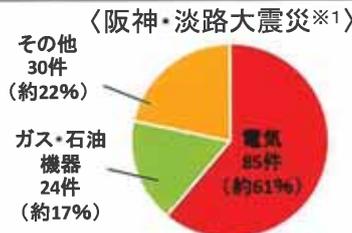
令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について(令和6年7月12日 発出)
 地震・津波災害時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できない等消火活動が困難な状況となり、特に木造密集地域等では大規模な火災につながるおそれがある。
 このことから、各消防本部においては、以下に示す消防本部の体制強化と地震火災対策を推進すること。
 (2) 今後の対応策
 ② 地震火災対策の推進
 イ 大規模地震時の電気火災対策
 ○ 近年の大規模地震においては、電気起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進すること。
 ○ これに当たり、防災基本計画(令和6年6月28日修正)において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたことを踏まえ、地域防災計画の見直しを実施すること。
 また、当該取組の実効性を確保するため、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定(普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等)することが重要であること。
 なお、各地域における取組を促進するため、感震ブレーカー等について実態把握を行った上で、消防庁においてモデル計画を策定し、別途通知する予定であることを申し添える。

地震火災の防止や被害低減を図るため、感震ブレーカーの普及推進が必要。

(参考)大規模地震時における電気火災の発生現況について

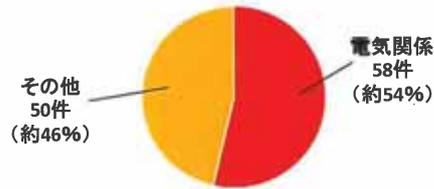
○過去の大規模地震において、電気を原因とした火災が多く発生している。
 ○平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件(約6割)、
 平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件(約5割強)発生している。

過去の大規模地震時における火災の発生状況



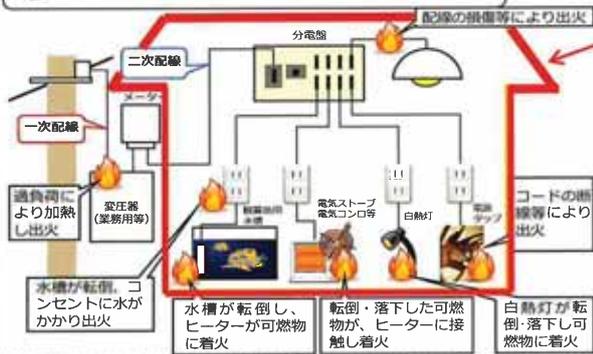
※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成10年」(消防庁)を基に作成

〈東日本大震災※2〉



※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」を基に作成

電気に起因する出火の可能性のある主な部位



感震ブレーカーを設置することで、赤枠内(二次配線を除く分電盤以降)の火災は防止できる。(詳細については次頁参照)

感震ブレーカー簡易タイプ作動状況



※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会 最終報告(概要)」(平成27年3月)より

※(株)リンテック21HPより

防災・危機管理 eカレッジ e-COLLEGE

「防災・危機管理e-カレッジ」は、インターネット上で、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習ができるサイトです。
 令和5年度に下記の動画を新たに更新しましたので、ご活用いただけますようよろしくお願いいたします。

サイトへはこちら



<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>



「一般の方向け」のタブを選択し、動画をお探ください。

一般の方向け (令和5年度更新)

「防災を学ぶ必要性を考えるための動画」

東日本大震災で被災された方のインタビューを通して、防災を学ぶ必要性について考えましょう。



「こども向け」のタブを選択し、動画をお探ください。

こども向け (令和5年度更新)

「台風」 「津波」

「地震」 「火事」 「日々の備え」

※他2動画追加予定

キキクルってなに？

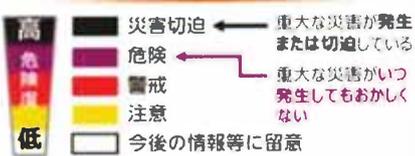
雨による災害の危険度を地図上にリアルタイム表示



土砂災害・浸水害・洪水害の3種類



危険度を5段階に色分けして表示



※洪水キキクルの「今後の情報等に留意」は水色表示となっています。

大雨災害から身を守るために役立つ情報

キキクル
この際、防災アプリ「おもい出」を一度ご確認ください



ハザードマップポータルサイト
家のまわりの災害リスクを知る



危険度分布通知サービス
危険度が上がったときメールやアプリでお知らせ

佐賀地方気象台
佐賀県の天気予報、防災気象情報、観測情報

国土交通省 防災ポータル
日頃から知ってほしい防災情報など



気象庁 佐賀地方気象台

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20(佐賀第2合同庁舎8階)
TEL.0952-32-7026(防災)
8時30分～17時15分(土日、祝日、年末年始を除く)
このアプリは、佐賀県内の観測所から取得したデータに基づいて作成されています。



使おう! キキクル

おおあめ こうずいけいほう きけんどうんぶ
大雨・洪水警報の危険度分布

アニメも見えぬ



※気象庁マスコットキャラクター はれるん
※佐賀地方気象台マスコットキャラクター ゴロー、かっちゃん

どんなときに使う？

大雨警報が発表されたばい
強い雨もふってきたばい



大雨警報や洪水警報などが発表されたとき



強い雨がふってきたとき



キキクルにアクセスするには？

気象庁ホームページやインターネット検索からアクセスしよう



インターネット検索からアクセス



キキクル(危険度分布)をタップ



現在地を表示

身の周りに危険がせまっていないうか確認!

家のうら山だいじょうぶ?
川あふれる? ケケンくる?



色を確認して早めの行動を!

紫が出ています! 急いで安全な場所にひなんしよう!



※キキクルに関わらず、自治体から避難指示が発令される場合には速やかに避難行動をとってください。

参 考

主な災害対策関係法律の類型別整理表

出典：令和5年版防災白書

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	<p>災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 ・海岸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 ・大規模災害からの復興に関する法律
	火山	<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・海岸法 		
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 		
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 		
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 		